

平成 23 年度

事業計画

付 収支予算の概要



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目 次

ページ

I	今日の社会情勢と日本赤十字社の課題	1
II	平成 23 年度の基本方針	3
III	平成 23 年度事業計画	5

紛争・災害や人道問題への対応

1	国際赤十字・赤新月社連盟「2020 年に向けての戦略」の概要	5
2	海外での救援活動や開発協力	8
3	国内災害救護体制の充実強化	21

いのちと健康を守る事業の推進

4	医療事業の充実	25
5	看護師等の教育	32
6	血液事業の推進	37
7	社会福祉事業の実施	51
8	赤十字講習事業の普及	56

赤十字運動への参加と協力

9	青少年赤十字の活動	60
10	赤十字ボランティアによる活動	64
11	社員増強の推進と財政基盤の強化	67
12	広報を通じた赤十字運動の普及	72

事業実施体制の整備

13	職員の資質向上	76
14	業務の適正かつ効率的な遂行	79

[付属資料] 収支予算の概要

I	歳入歳出予算の概要	82
	会計別総括表	83
II	各会計別予算の概要	85
1	一般会計	85
2	医療施設特別会計	99
3	血液事業特別会計	117
4	社会福祉施設特別会計	131
5	退職給与資金特別会計	143
6	退職年金資金特別会計	145
7	損害填補資金特別会計	147

I 今日の社会情勢と日本赤十字社の課題

(1) 国際社会の動きと課題

アフガニスタン、パレスチナ暫定自治区、パキスタン、スーダンなど、世界では民族、宗教等による紛争やテロが後を絶ちません。また、ハイチにおける地震とパキスタンの洪水では、多くの人命と財産が失われました。

気候変動の影響と思われる干ばつや豪雨、高温などの自然災害は、世界各地に深刻な被害をもたらしており、HIV/エイズを始めとする感染症や食糧危機などによる死者も減ることがありません。

(2) 国内の動きと課題

国内では、東海地震など大規模広域災害への脅威が増しており、気候変動の影響による豪雨災害が多発しています。新型インフルエンザについても、高病原性ウイルスの出現に備えて、引き続き十分な対策が求められています。

少子高齢化が急速に進む社会において、子育てや高齢者への支援が強く望まれています。

(3) 日本赤十字社の活動方針

このような中、平成 21 年 11 月の国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）総会において、今後 10 年間の活動の方向性を定めた「2020 年に向けての戦略」が採択されました。同戦略では、赤十字が取り組むべき重点分野として、①災害救援及び復興支援、②保健医療活動及び災害予防活動、③人々を孤立、排除、摩擦から保護し、社会の構成員として認め合う活動を挙げています。

日本赤十字社は、これらの活動の多くを既に実施しているが、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、人材や技術を活かして、さらなる国内外での活動の推進に取り組むこととします。

(4) 活動の実施体制

昨今、多くの個人や企業が、ボランティア活動や社会的貢献に強い関心を持っています。一方で、世界的な景気後退は、日本赤十字社の資金造成をより困難なものとしており、また、国連、各国政府、企業、NGO等、人道問題に取り組む機関や団体との間の競合が厳しさを増す中で、活動の成果について説明責任を果たして行くことがより求められるようになっていきます。

こうした状況をふまえ、事業の実施にあたっては、法令遵守、情報公開、個人情報保護、活動の透明性を確保し、事業の成果についても、客観的に示すことが出来るように工夫を図るとともに、全社的な広報活動を推進し、赤十字の活動が国民に伝わり、あわせて国民の声が赤十字の活動に反映されるような体制を強化します。

II 平成 23 年度の基本方針

1 赤十字の使命と戦略目標に基づく活動の実施

日本赤十字社の使命及び連盟「2020年に向けての戦略」の戦略目標に基づき、既存の事業が今日の社会的なニーズに即しているかを検討のうえ、必要な見直しを図ります。また、単年度にとどまらない中期の具体的な戦略目標を設定し、できる限り目標を数値化するとともに、事業の選択と集中を図ることにより、日本赤十字社の限られた資源を効率的に活用して事業を実施します。

2 総合力を活かした活動の実施

『もっとクロス！計画』を通じて構築した社内連携体制をもとに、横断的な取り組みにより、本社、支部、病院、血液センター、社会福祉施設、看護教育施設等が有する資源と機能を最大限に活用できるよう連携し、日本赤十字社の総合力を発揮した活動の実施に努めます。

また、国内のみならず、世界的な人道的課題に対しても、日本赤十字社の強みを活かした活動を全社的に展開します。

3 全社的広報活動の推進

社内キャンペーンとして始まった『もっとクロス！』の取り組みを対外的な実践に移し、全社的な広報活動を推進します。メディアや広報誌、インターネット等を幅広く活用して、国民に日本赤十字社の使命と活動をわかりやすく伝えることで、より多くの人々から赤十字への信頼、参加と協力を得られるようにします。

本社、支部、施設、看護教育施設等が一体となって、統一的な戦略に基づき広報活動を行うことで、国民の日本赤十字社に対する認知、存在感を高めることを目指します。

4 活動の透明性及び妥当性等の確保と説明責任の履行

日本赤十字社は、社員やボランティアの参加と協力、国民の支援を得て活動を実施しており、法令遵守、事業の適正な執行は不可欠です。このため、積極的な広報活動の推進、情報公開への取り組み、個人情報の保護、著作権の遵守等に対する意識の向上に努めるとともに、活動の評価・監査、管理体制を強化し、赤十字が実施する活動の透明性及び妥当性等を確保し、説明責任を果たします。

5 活動の安全な実施と危機管理体制の強化

日本赤十字社は、事故の発生を防止するため、安全と安心を最優先とした活動に取り組みます。事故の発生に際しては、迅速な報告と社会通念に合致した適正な対処が行われるよう体制を整えるとともに、事故の再発防止を図るなど危機管理体制を強化します。

6 個人、法人等に対する赤十字活動への参加の働きかけ

個人、法人等に対して社資への協力を得るほか、社会貢献のための様々なプログラムを提示し、個人、法人による赤十字活動への参加を促進します。また、現在の社員、青少年赤十字メンバー、ボランティアが、より主体的・積極的に赤十字の活動を展開するための支援を行い、事業の活性化を図ります。

7 環境に配慮した活動の実施

省エネルギー、資源の有効な活用など無駄を無くし、効率的な活動を実施します。活動の実施にあたって環境に配慮するとともに、環境を保護する活動にも取り組みます。また、改正省エネ法に適切に対応します。

Ⅲ 平成 23 年度事業計画

紛争・災害や人道問題への対応

1 国際赤十字・赤新月社連盟「2020 年に向けての戦略」の概要

連盟は、2009 年 11 月のナイロビでの総会において、今後 10 年間の活動の方向性を定めた「2020 年に向けての戦略」を採択しました。これは各社の今後の展開の基盤をなすものであり、日本赤十字社にとっても活動に反映すべき指針です。

日本赤十字社は、世界 186 の赤十字社、赤新月社からなる連盟の会長社として、国際赤十字運動の発展に貢献していくことが求められています。日本赤十字社のすべての構成員が、「2020 年に向けての戦略」を自らの課題としてとらえ活動を見直すとともに、その成果を国民に発信し、国民の理解と支援が得られるよう努めていく必要があります。

「2020 年に向けての戦略」の主な内容

「2020 年に向けての戦略」は、以下の 3 つの柱から構成されています。

(1) 赤十字の使命と役割

弱者の生活を改善することを使命とする赤十字は、地域社会とそのニーズの変化をふまえながら、その優位性(社員とボランティアのネットワーク)を活かして、人々の苦痛の予防と軽減に貢献します。

(2) 赤十字の活動分野

赤十字は、その時代や地域に即して様々な人道的課題のために活動しますが、今後 10 年間は、特に以下の活動分野に優先的に取り組みます。

ア 活動分野 1：災害救援及び復興支援

地域社会の対応能力を超えた災害に対処し、地域社会が再建できるよう復興を支援します。

イ 活動分野 2 : 保健医療活動及び災害予防活動

個人や地域社会が災害や病気からの回復力を強化できるよう、次の活動を支援します。

(ア) 保健医療活動(含、血液事業)

救急法の基礎知識や技術を普及します。HIV、結核等の感染症の予防策を進め、新型インフルエンザのような新興感染症に備えます。また、自発的な無償献血を推進するとともに、安全な血液・血漿分画製剤の供給を提唱します。さらに母子保健や小児医療、運動と栄養のバランス、喫煙、アルコール・薬物乱用への対策、ストレス管理、HIV などに対する社会的偏見の防止、交通安全に取り組めます。

(イ) 気候変動等の影響による災害の予防

自然災害リスクの調査・分析を行い、地域に即した対策を立案します。地域社会における二酸化炭素排出量を最適化するエネルギーの効率的利用なども促進します。

ウ 活動分野 3 : 人々を孤立、排除、摩擦から保護し、社会の構成員として認め合う活動

社会的、経済的に不利な条件におかれた人々(高齢者、障害や特定疾患を持つ人、孤児、児童、女性、移民等)の社会的統合を促進します。

(3) 赤十字の活動手段・方法

ア 具体的な活動への取り組み方

(ア) 国内体制の強化

強力な組織基盤を形成するため、地域社会における社員、ボランティア、とりわけ青少年ボランティアのネットワークを育成したうえで、弱者の新たなニーズに関し早期に警告を発し、危機の予防または沈静化を促します。また、人道問題、災害救援、保健医療、社会福祉などの分野で政府の補助的役割を果たしていくとともに、支援を必要とする人々に対して信頼できる適切なサービスを提供するために、外部の市民団体、学術団体など専門家、企業との協力を強化します。

(イ) 連盟との関わり

最新の専門知識を得るため連盟の情報共有ネットワークを利用します。また、連盟の定める枠組みに従って、受益者、寄付者、政府など外部パートナーなどの利害関係者に対し、ニーズの評価、優先度、実施計画、モニタリング、実績評価などについて説明責任を果たします。

イ 計画の策定と評価

各国赤十字社は「2020年に向けての戦略」に基づき数値目標を設定した事業計画を策定し、共通の指標を用いて事業の進捗状況を定期的に評価します。

2 海外での救援活動や開発協力

事業の背景

世界各地での紛争や自然災害、感染症や食糧危機などにより、多くの人々の命と健康が脅かされています。こうした中、世界最大の人道機関と言われる赤十字の果たす役割への期待はさらに高まっています。

日本赤十字社は、災害等の被災者への医療救援にとどまらず、復興支援や地域の防災体制の強化など、包括的な支援体制を強化する必要があります。また、日本赤十字社のノウハウを生かした保健衛生分野の活動を重点課題としています。

事業の概要

日本赤十字社は、「日本赤十字社の国際活動の基本方針（2009年度～2013年度）」に基づき、平成23年度においても、国際赤十字の一員として、世界各地での紛争や自然災害等の被災者を救援し、復興支援活動を行うとともに、特にアジアでの防災活動、アフリカでの疾病の予防と健康増進に重点を置く中・長期の支援を実施します。

【本年度の主な取り組み】

- ・ 赤十字・赤新月国際会議、赤十字代表者会議、連盟総会等の国際会議における政策提言
- ・ 人道問題への関心喚起と人道法の普及
- ・ アジア地域を中心とする災害対策事業の実施
- ・ アフリカ地域を中心とする保健衛生事業の実施
- ・ 中長期にわたる復興支援事業の実施
- ・ 紛争犠牲者・自然災害等被災者への支援事業の実施

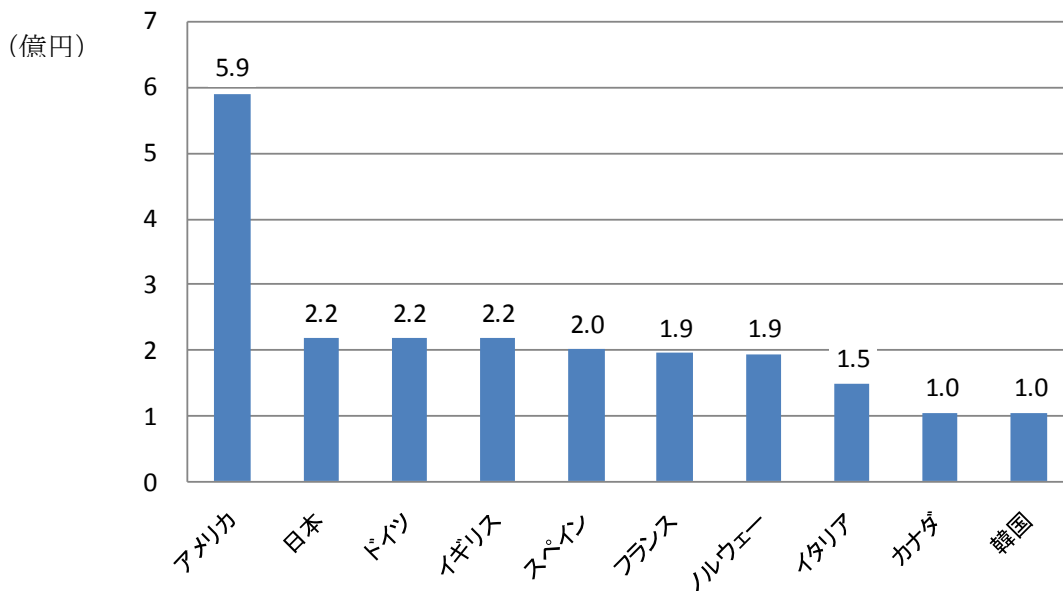
(1) 国際赤十字への貢献

ア 国際赤十字の政策への提言

平成 23 年中には 4 年毎に開催される赤十字・赤新月国際会議、2 年毎に開催される赤十字代表者会議や連盟総会が予定されています。このほか、各地域の赤十字社幹部会議や支援者会議等において、日本赤十字社から、国際赤十字の政策や活動方針・運営に提言を行い、活動の円滑な推進を図り、全世界に広がる国際赤十字・赤新月運動に積極的に貢献します。

イ 分担金等拠出

紛争や自然災害時の救援活動をはじめ、防災活動や健康増進への支援等、各国赤十字社の活動基盤を支える国際赤十字機関本部の管理経費への資金拠出として、連盟に対し分担金 2 億 1,718 万円(全加盟社総額の 7%相当)、赤十字国際委員会 (ICRC) に対し任意拠出金 7 千 205 万円の拠出を行います。



連盟分担金額上位 10 カ国 (見込み)

ウ ICRC 駐日事務所との連携強化

ICRC 駐日事務所との連携を強化し、ICRC で活躍する職員を招いた講演会の開催、ICRC 主催セミナー・会議への参加、共同イベントの開催等、ICRC と連携した国内広報活動への取り組みを通じて、国際人道法の普及に努めます。



ICRC 国際人道法研修会

(2) 人道問題への関心喚起

人道問題への関心喚起と人道法の普及は赤十字の重要な使命のひとつです。一人ひとりの命の尊厳が脅かされ苦しむ人々とその救援に取り組む赤十字の活動や国際人道法の考え方を普及して、赤十字運動への理解・協力を求めていくことが大切です。

eメールを活用した『赤十字国際ニュース』の発行、国際協力団体が集う広報イベント等への積極的な参加を通して、日本赤十字社の取り組みを広報し、人道問題に関する世論の形成に努めます。

赤十字国際ニュース
日本赤十字社 事務局 国際部
〒106-8521 東京都港区赤坂1-1-1
電話 03-3425-7000
FAX 03-3425-8509
E-mail info@jrc.or.jp
URL <http://www.jrc.or.jp/>
2009年 第7号 2009年3月9日
(通巻 第733号)

国際人道法特集号(1): 最新のニュースを読む

国際人道法という言葉を聞き慣れない方は多いかもしれませんが、実は私たちが普段生活しているニュースのうち、国際人道法が関係するものも数多く存在します。日本赤十字社は赤十字国際ニュースを通じて、国際人道法の観点から今の世界はどのように見えるのか、シリーズで皆さんにご紹介したいと思います。今回はその第一回をお届けします。

ガザ - 白リン弾は人道法上許される?

昨年頃から今年1月中旬まで続いたイスラエル・ガザ地区での戦闘において、イスラエル軍は「白リン弾」という兵器を使ったとされています。白リンは空気で燃えやすく、空気が燃え尽きた後約800度で燃え続けるという性質から、多くの場合それが発する爆音によって軍用施設を破壊するために使われてきました。しかし発火した白リン弾に直接触れると劇的に付着しながら燃え続け、最終的に深刻なダメージを与えます。人口密集地であるガザにおいてこのような効果をもたらした白リン弾の使用は非人道的であるという批判が、メディアや国際人権NGOによってなされました。

このように関心の集まる中で、赤十字国際委員会(ICRC)のドクター・ハーディー・軍機務部長は、白リン弾と国際人道法の関係について解説しています。

「白リン弾を焼夷兵器として、つまり軍事目標に着火する目的で、人口密集地に使用する場合は、文民一般市民・民用品と軍事目標とを明確に区別できない限り、その使用が禁止されています。文民の密集する地域に

戦闘で被害を受けたガザの撮影

* 国際人道法は、戦闘に参加しない、あるいは傷を負った人々を武力紛争の影響から保護し、戦闘が終了後にも保護する国際法です。1949年のジュネーブ条約やその追加議定書、さらに人道法などを中心として構成されています。

赤十字国際ニュース

kokusai@jrc.or.jp

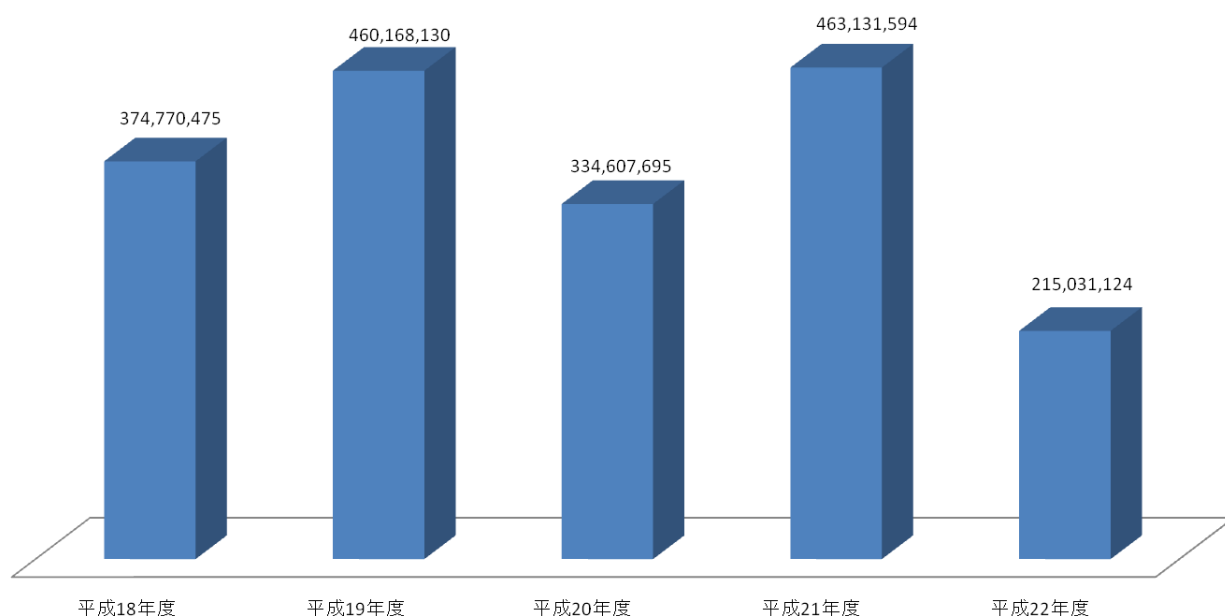
(3) 災害への取り組み

ア 緊急救援

日本赤十字社は、ICRC 及び連盟と連携して自然災害の被災者や紛争の犠牲者のための効果的な人道支援を行います。

ICRC/連盟緊急アピール対応額の推移

単位：円



(平成23年1月末時点)

イ 緊急即応体制の整備

(ア) ERU (緊急対応ユニット)

突発的な大規模災害に対し、連盟の要請に応じて常に出動できるよう、基礎保健 ERU を備え、維持管理します。平成23年度は、より迅速な輸送・展開を可能にするため、ERU を海外拠点（アラブ首長国連邦のドバイ）と国内拠点（熊本）に1基ずつ保有します。また、紛争時における緊急救援活動においても、ICRC からの要請に基づき48時間以内に出動できる体制を整えます。



ハイチ大地震災害で出動した ERU

(イ) 救援物資の備蓄

アジア・太平洋地域における突発的な災害に備えて、被災者に救援物資を迅速に届けるため、救援物資（1万世帯分の毛布、調理器具、ビニールシート、工具セット、ポリタンク、衛生用品、蚊帳等）をマレーシアのクアラルンプールにある連盟倉庫に備蓄します。また、新たな備蓄地を検討するほか、これら救援物資の管理を円滑に行うための知識、経験を有する職員を養成します。



マレーシアの連盟倉庫に備蓄されている救援物資

(ウ) アジア・太平洋地域広域防災支援

アジア・太平洋地域における災害への備えとして、給水・衛生キットをあらかじめ災害多発国や特定の地域に配備するとともに、各国の赤十字社のボランティアと日本赤十字社との合同訓練などを実施します。平成23年度は給水・衛生キットの活動に関わる要員の養成を引き続き行うとともに、給水・衛生キットを整備し、訓練・研修を実施する予定です。

ウ 紛争犠牲者救援

(ア) パキスタン

パキスタンでは、平成21年5月以降、戦闘が激化し、国内避難民は約190万人にのぼっています。ICRCは、40万人を対象に食糧や救援物資の配付、飲料水の供給、9カ所の国内避難民キャンプの運営を行っています。ICRC ペシャワール戦傷外科病院では患者が急増しており、病床数を60床から95床に増やして戦傷外科、義肢義足の提供、リハビリテーションなどを行っています。

日本赤十字社は、これまで同病院に看護師 5 名、放射線技師 1 名を派遣しており、平成 23 年度も引き続き医療要員を派遣する予定です。

(イ) アフガニスタン

アフガニスタンにおける戦闘は、平成 20 年以降激化し、一般市民の負傷者数が増加し、食糧事情も悪化しています。ICRC は、虐待や強制退去などの国際人道法違反の抑止、抑留施設の訪問等による抑留者の待遇の改善、戦闘の負傷者を受け入れている病院や地域の救急・医療システムへの支援、紛争犠牲者への食糧や衛生用品等の配付、給水施設の設置などを行っています。

カンダハールにある ICRC ミルワイズ地域病院は 318 床を有し、同国南部 5 県約 370 万人へ医療を提供するとともに戦闘で傷ついた人々の治療を行う唯一の病院としての重要な役割を担っています。日本赤十字社はこれまでに医師看護師、助産師、薬剤師等、計 5 名を派遣しており、平成 23 年度も引き続き医療要員を派遣する予定です。

エ 復興支援

パキスタン洪水災害（平成 22 年 7 月発生）、ハイチ大地震災害（平成 22 年 1 月発生）、チリ大地震災害（平成 22 年 2 月発生）、サモア地震・津波災害（平成 21 年 9 月発生）、ミャンマー・サイクロン災害（平成 20 年 5 月発生）、中国大地震災害（平成 20 年 5 月発生）などの大規模災害の被災地において、被災地域住民の命と健康を守り、将来の災害を予防するための復興支援事業を実施します。

(ア) パキスタン洪水災害復興支援

平成 22 年 7 月下旬から記録的な大雨が降り続いたパキスタンでは、死者 1,984 人、負傷者数 2,946 人に上る過去 80 年で最悪と言われる被害がもたらされました。

日本赤十字社は、1,000 万円の資金援助を行うとともに、クアラルンプールの物資倉庫からビニールシート 14,500 枚、毛布 25,000 枚などの救援物資を輸送しました。また、基礎保健 ERU（要員のみ）を派遣し、シンド州で避難所等の巡回診療を実施しました。

国際赤十字は 13 万世帯を対象に救援物資の配付、住宅支援、保健・医療支援、生計支援を行っており、日本赤十字社も国際赤十字の復興計画に沿って活動を続けます。



巡回診療で被災者を診療する日赤医師

(イ) ハイチ大地震災害復興支援

平成 22 年 1 月に発生した地震は、死者 22 万人以上、被災者数約 200 万人に上る甚大な被害をもたらしました。日本赤十字社は救援期に総額 1 億 200 万円に上る資金援助を行いました。また、6 カ月間にわたり基礎保健 ERU 6 班のべ 66 人を派遣し、首都ポルトープランスとレオガンの 2 カ所で医療サービスの提供を行い、合計 23,510 人を診療しました。平成 23 年度は平成 22 年 7 月からレオガンで行っている保健/給水・衛生事業を継続するほか、ハイチ赤十字社の事業実施体制を強化するなどの復興支援活動を進めています。

平成 22 年 10 月から拡大した深刻なコレラ感染を受けて、11 月 15 日から基礎保健 ERU（要員のみ）を派遣。ハイチ国内 2 カ所で治療センターを立ち上げ、感染者の治療にあたっています。

(ウ) チリ大地震復興支援

平成 22 年 2 月にチリで発生した地震に対して日本赤十字社は、1,900 万円の緊急資金援助を行い、医療チームを派遣し、地震で一部が倒壊したマウレ州パラル病院において中長期的に使用できる病棟の支援を実施しました。同年 7 月からは津波により住居、家財、ボートや漁具を無くした漁民に対し、生計支援事業としてボートと船外機の配付を実施しています。

(エ) 中国青海省地震復興支援

平成 22 年 4 月に青海省玉樹チベット族自治州で発生した地震では、標高約 4,000 メートルの被災地は資材の輸送が困難な上、10 月から 3 月の冬季は路面の凍結により再建工事が実施できないため、被災者の多くは長期のテント生活を余儀なくされています。日本赤十字社は毛布などの防寒用品の配布のほか、地震で倒壊した学校 1 校と病院 2 ヶ所の再建を支援しています。

(オ) サモア地震・津波災害復興支援

平成 21 年 9 月にサモア諸島沖で発生した地震・津波により被災したトンガ王国において災害対応能力を強化するための復興支援を実施しています。また、組織規模が小さい大洋州諸国の赤十字社の防災体制を整備し、災害に強い地域づくりを支援するため、平成 22 年 2 月から連盟大洋州地域事務所に防災担当の要員を派遣しています。

(カ) ミャンマー・サイクロン災害復興支援

平成 20 年 5 月にミャンマー南部を襲ったサイクロンナルギスに対しては、3 ヶ年の復興計画に基づき、住宅再建、生計再建、保健・衛生、防災対策、小学校建設等の復興支援を実施し、大半が完了しました。平成 23 年度は事後評価を実施します。

(キ) 中国大地震災害復興支援

平成 20 年 5 月に発生した中国大地震の復興支援として、日本赤十字社は約 2 万世帯の住宅再建、学校 30 校、病院 39 ヶ所、クリニック 54 ヶ所の再建等を行い、その大半が平成 22 年度までに完了しました。平成 23 年度はまだ完了していない建設事業や、被災者の生計再建事業のモニタリングを行うほか、事後評価を実施します。

オ 災害対策

災害による被害を軽減させるためには、いかに将来の災害に備えて対策を講じておくかが重要となります。地域の災害対応能力を高め、発生する被害を軽減するために、住民やボランティアの参加を得て、地域に根ざした災害対策活動を支援していきます。

(ア) ベトナム災害対策事業

日本赤十字社は毎年台風が襲来し、沿岸地域の住宅や田畑が被害を受けているベトナム北部沿岸部において、ベトナム赤十字社が実施している災害対策・マングローブ植林事業への支援をさらに展開していきます。



ベトナム赤十字社ボランティアによるマングローブ林の保護活動

(イ) インドネシアコミュニティ防災事業

平成16年に発生したスマトラ島沖地震・津波災害をはじめ大規模災害が多発するインドネシアにおいて、日本赤十字社は、コミュニティの災害リスクの軽減を図るとともに、インドネシア赤十字社支部の災害対応能力を強化するための事業を新たに実施することとしています。

(4) 保健衛生への取り組み

日本赤十字社は、最も深刻な状況にあるアフリカ地域を中心に、人々が自分たちの力で保健衛生環境を改善する取り組みができるよう、疾病の予防と健康増進にかかる知識を普及し、行動を改善するための支援を行います。

ア ケニア地域保健強化事業



蚊帳を受け取る母

感染症や新生児特有の病気による5歳未満児の死亡を減らすため、日本赤十字社はケニア赤十字社と協力して平成19年から地域保健強化事業を実施しています。地域保健師や保健ボランティアの育成、住民を対象とした保健知識の普及、月1回の移動診療、薬剤を塗った蚊帳の配付等の活動を行うとともに、地域の医療サービスの拠点となる保健医療施設の設備（手術室、井戸、太陽光発電機、無線機材）や医療機材を整備します。

イ ウガンダ母子保健事業

20年間に及ぶ内戦が終息したウガンダ北部は現在復興段階にあり、崩壊した保健医療サービスの再建が急がれています。特に妊産婦は十分な医療サービスを受けることが困難で、出産の度に母子ともに生命の危険に晒されています。日本赤十字社は、平成22年1月からウガンダ赤十字社



ママバッグの内容を妊産婦に説明するボランティア

を支援し、母性の保護の重要性を地域に普及させ、出産環境を改善するために母子保健事業を行っています。平成23年度は、赤十字ボランティアの育成、住民への安全な出産と産前産後検診やケアに関する知識の普及、妊産婦に対する安全な出産に最低限必要な物品をまとめた「ママバッグ」の配付、ラジオ放送や対話集会による普及活動などを実施します。

ウ シエラレオネ母子保健事業

11年間の内戦が終結した後、シエラレオネは平静に復しつつありますが、多くの人々が十分な医療サービスを受けられず、妊産婦の死亡率は高い状況にあります。日本赤十字社は母子保健に焦点をあて、シエラレオネ赤十字社の総合的な地域保健への取り組みを支援するため、地域住民の安全な出産に関する知識を向上させ、妊産婦の健康を改善して死亡率が減るようシエラレオネ赤十字社に基本的な資機材を供与するとともに、事業に携わる赤十字スタッフやボランティアを育成します。

エ 南部アフリカ感染症対策事業

HIV・エイズなどの感染が深刻な南部アフリカ地域において、感染症対策事業を行います。南部アフリカ地域では国際赤十字が包括的な保健プログラムを展開しており、日本赤十字社はこの枠組の中で当該地域の5カ国を対象にHIV・エイズなどの感染症の罹患率を減らすため、予防知識の普及やHIV陽性者に対する偏見をなくす取り組みを実施します。

オ アジア・大洋州地域における救急法等の普及支援事業

アジア太平洋地域は、台風や洪水、地震、津波など、自然災害が多発し、災害に脆弱な地域でもあります。また、都市部への人口の集中による交通量の増加により、交通事故が頻発している地域です。そのため、救急法の普及が被害の軽減に寄与するものと考えられます。

そこで日本赤十字社は、同地域の赤十字社・赤新月社が実施する救急法普及事業を、財政面と技術面から支援しています。

平成 23 年度は、カンボジアとミャンマーを対象に支援を行います。



救急法の技術指導を行う指導員

(5) 国際活動実施体制の充実・人材育成

日本赤十字社では、全国 5 カ所の赤十字病院を国際医療救援拠点病院に指定しています。これらの病院と連携し、海外派遣要員を育成するための研修を実施しています。

また、より多くの現場で、実務経験を積む機会を設けているほか、派遣した職員が健康かつ安全に活動できるよう支援体制を拡充します。

平成 23 年度に実施する主な研修（本社主催）

研修会名	目的	対象人数
国際救援・開発協力要員研修会（IMPACT）	海外で救援・開発協力活動等を行う要員の養成	約 25 人
基礎保健 ERU 研修会	海外での大規模災害時に展開する緊急対応ユニット（ERU）要員の養成	約 30 人
危機管理ワークショップ	要員が海外で安全に活動するために必要な知識・技術の習得	約 25 人

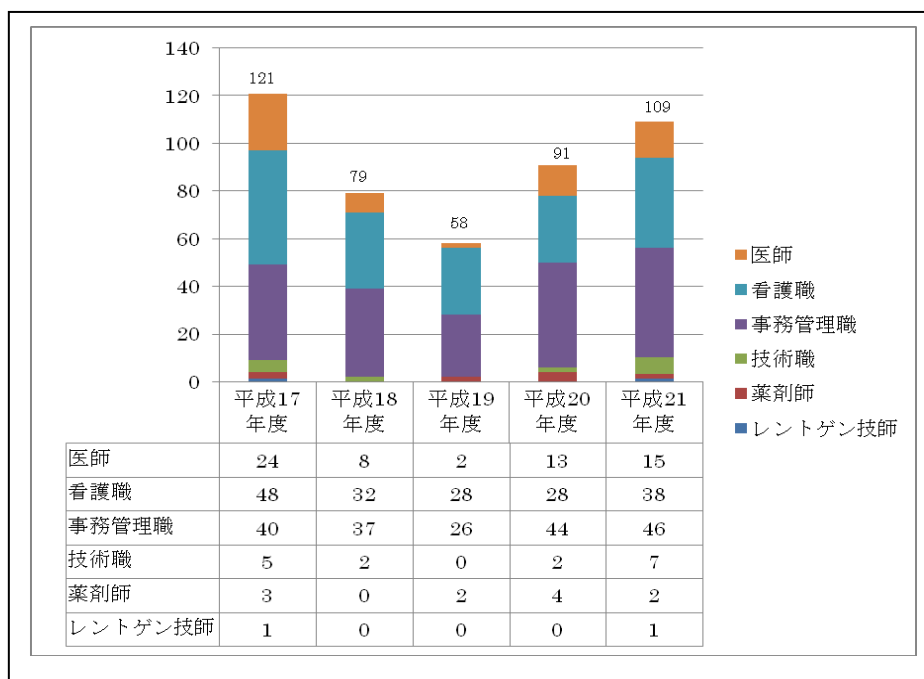


IMPACT で熱心に指導する連盟講師



ERU 研修会でテントを設営する参加者

派遣職員数



(6) 離散家族支援

平成19年に開催された赤十字・赤新月国際会議で採択された「離散家族支援戦略」は、紛争や自然災害によって離散した家族の再会を促進するために、10年間で国際赤十字としての体制を整備することを目指したものです。日本赤十字社は、国内で大規模災害または武力攻撃事態等が発生した場合に、外国人の安否調査業務が十分に遂行できるよう、安否情報システムの体制整備を図ります。

平成23年度は、安否調査業務手順及び実務マニュアルの改訂、職員研修

等を実施します。

(7) その他の国際活動

ア 国際交流

支部、病院、血液センターの職員、赤十字ボランティア、青少年赤十字メンバーなどによる海外赤十字社の訪問や代表の受け入れ、海外からの医療・看護等の研修受託を実施して、国際交流を進めます。

イ 在サハリン「韓国人」支援事業

本支援事業は平成元年から、政府の委託を受けて、大韓赤十字社と連携・協力しながら実施しています。平成23年度も、第二次世界大戦後サハリンに残留した「韓国人」の大韓民国への一時帰国及び永住帰国並びに永住帰国者のサハリン再訪問の支援を行うとともに、サハリンに留まることを希望する「韓国人」への、医療相談サービスを実施します。

3 国内災害救護体制の充実強化

事業の背景

災害時の救護活動は、日本赤十字社の第一義的な任務であり、災害対策基本法では「指定公共機関」に位置づけられています。活動の迅速性と継続性を基本に、超急性期といわれる発災後 48 時間以内の医療活動の強化が大きな課題であり、その取り組みを始めたばかりです。

また、日本赤十字社には、これまでの豊富な救護経験や赤十字ネットワーク（本社・支部・病院・血液センター・ボランティア）、救護車両等の各種救護装備などの財産がありますが、活動の主体は職員が中心となっています。

事業の概要

平成 23 年度は、大規模・広域災害への対応能力向上のため、自衛隊・海上保安庁など各防災関係機関との連携や赤十字ボランティアの参画によるきめ細かな活動により、更なる被災者支援の充実を図ります。

【本年度の主な取り組み】

- ・日赤救護班実践研修会（通称：日赤 DMAT 研修会）を年 4 回開催
- ・東南海・南海地震対応計画の作成
- ・防災ボランティアの養成

(1) 救護員等の養成・育成

日本赤十字社の災害救護活動は、発災から被災地におけるニーズが終息するまで長期に及びます。これまでは、避難所での医療活動や巡回診療など、発災後しばらく経過してからの活動に比重が置かれており、災害の超急性期といわれる発災後 48 時間以内の医療救護の強化が課題とされています。このため、日赤救護班の知識や技術のレベルアップを図るため、日赤救護班実践研修会（通称：日赤 DMAT 研修会）を本格的に開始したところであり、各病院から 1 個班が本研修を受講することを目標に、年 4 回、重点的に開催します。

（これまでの日赤 DMAT 研修会実績）

平成 20 年度	1 回（検証研修）	53 名
平成 21 年度	3 回	174 名
平成 22 年度	4 回	243 名
受講者総数		470 名

※研修スタッフ（平成 23 年 1 月現在）

医師 33 名、看護師 20 名、主事 35 名、
外部講師 20 名



実働訓練シュミレーションの様子

(2) 大規模災害への対応能力の強化

日本赤十字社は、災害の特性や救護技術水準の発展・進歩に応じて国民保護救援関連活動資機材（NBC）、移動式仮設診療所（dERU）などの救護資機材を整備してきたところですが、今後も救護活動に必要な資機材などを計画的に整備していきます。

また、広域で大規模な災害への対応能力の強化を図るため、dERU の展開や防災ボランティア活動、こころのケア活動などの各ブロック合同訓練の実施や、将来的に発生が予想される東海地震を想定したブロックを超えた災害救護訓練を他の防災関係機関と連携のもと実施するとともに、防災ボランティアの養成研修についても重点的に推進します。



最新型クレーン式の dERU

大規模地震を想定したブロック合同救護訓練

(平成 22 年 9 月 沖縄県北谷町)



護衛艦「ひゅうが」での船上救護所訓練



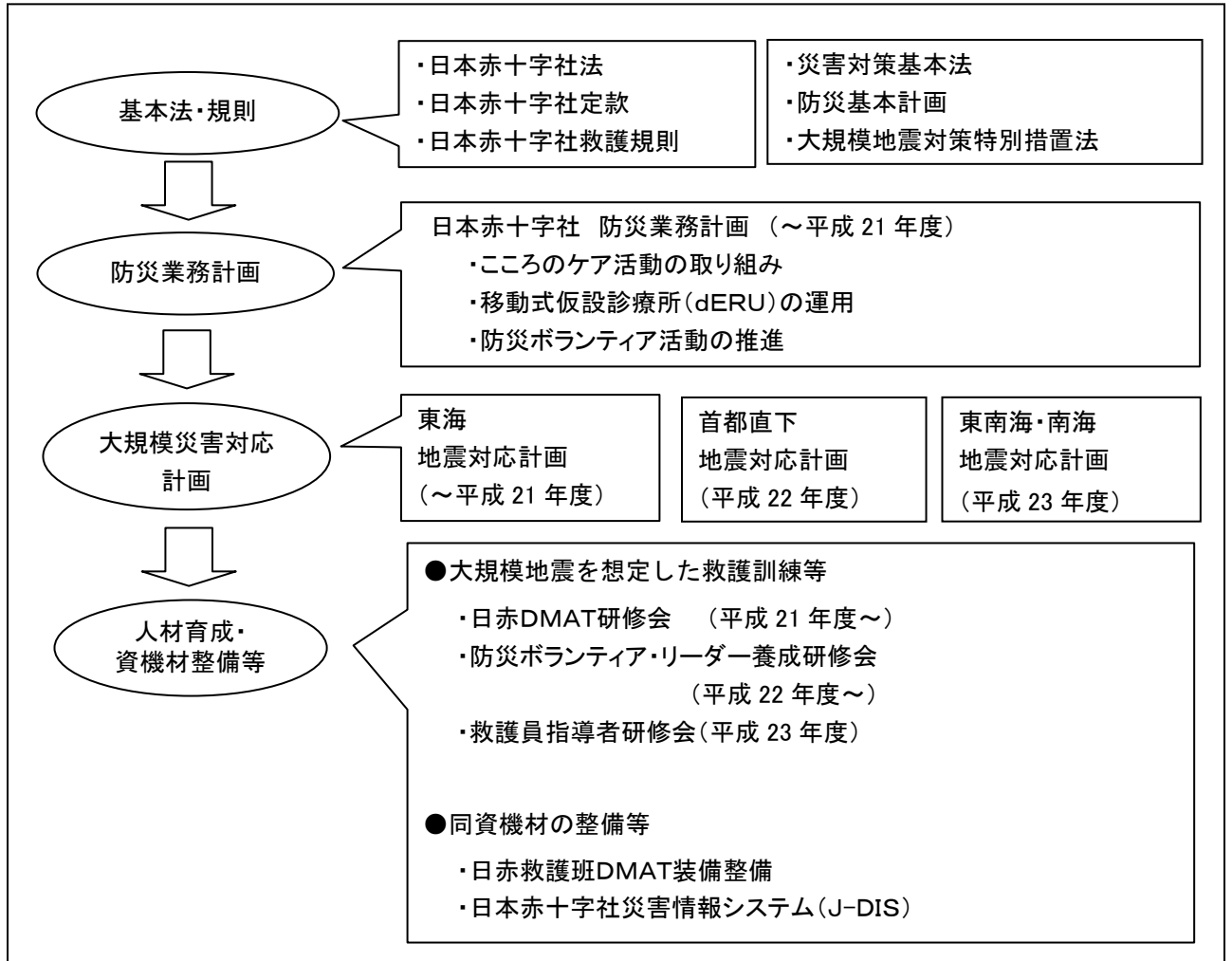
陸上自衛隊ヘリコプター CH47 との合同訓練

(3) 大規模地震対応計画の整備

国では、東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震に対応するため、特別措置法を制定するとともに、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災関係機関等が行うべき応急対策活動要領を定めて各地震対策を推進しています。

これを受けて日本赤十字社においても「指定公共機関」として、防災業務計画の改正及び各地震対応計画の作成に取り組んでいます。平成 23 年度は、首都直下地震対応計画に引き続き、東南海・南海地震対応計画の作成に着手するとともに、各地震における支部対応計画の作成も進めます。

災害救護体制充実強化の全体フレーム



いのちと健康を守る事業の推進

4 医療事業の充実

事業の背景

日本国内では、医療界における最大の課題である医師の不足や偏在が進み、地域により大学からの派遣医師数がさらに減少するなど、医療提供体制における地域間の格差が広がっています。

平成 22 年度の診療報酬改定では、医療費全体で 10 年ぶりとなるプラス改定となったことから救急医療等を担う大規模病院を中心に経営の改善傾向が見受けられます。一方、小規模でありながらも地域の中核を担う病院は増収傾向が見られるものの、給与費等の固定費が経営を圧迫し、依然として赤字基調の傾向があります。

事業の概要

赤十字の医療施設は地域の中核病院として政策医療に積極的に参画するとともに、診療報酬体系に的確に対応し、安定的な経営基盤の構築に取り組みます。また、赤十字の特色である国内外の災害医療救援、発展途上国の保健衛生面における開発協力事業等への積極的な貢献を通じて、公的医療機関の中での役割と存在感を更に打ち出します。本社の本部機能の充実を図り、施設間の連携を強め、グループ病院としてのメリットを生かした方策を進めます。

【本年度の主な取り組み】

- ・ 赤十字医療施設の特色を発揮した事業の強化
- ・ 医療提供体制の充実及び医療の質の公表
- ・ 円滑な医療施設運営と安定的な経営体制の構築
- ・ 医療安全管理体制の強化・充実
- ・ 医師の育成を図る教育研修環境の向上及び医師確保策の推進

(1) 赤十字医療施設の特色を発揮した事業の強化

日本赤十字社の医療施設では、安定した医療の提供は勿論のこと、赤十字医療施設が果たすべき役割・機能を運営全般にわたり認識し、赤十字らしい事業運営に取り組んでいきます。具体的には、国際医療救援拠点病院（5病院）を中心により多くの医療施設が参加して、国外での災害等における救援活動の拡充を図るとともに、地域の災害拠点病院の機能充実のために整備した dERU の講習、また被災者に必要な「心のケア」の養成研修などへ積極的に参加し、赤十字に求められる国内外の医療救援活動に幅広く対応するための人材育成に取り組めます。

また、社会福祉事業や血液事業など他の赤十字事業との連携強化を図り、医療・保健・福祉の総合的な取り組みを行うとともに、「もっとクロス！」活動の推進により患者や地域住民に対してより広く赤十字活動についての情報・サービスを提供していきます。



フィリピンにおける巡回診療
(海外保健医療支援活動)

(2) 医療提供体制の充実

増大する高齢者医療や少子化を背景とする社会保障費の増大や医師の不足・偏在の問題など、医療を取り巻く諸課題に対し、国は医療制度改革の検討を進めるとともに、地域医療再生基金の継続等、地域医療を確保するための様々な方策を実施しています。

都道府県が策定する医療計画に示される地域の中核医療機関

として、医療機能の分化・連携や再編を推進します。具体的には、地域の医療ニーズの実状を踏まえて診療機能や病床構成の見直しを行うとともに、他の医療機関との病院機能の分担、医師や施設の集約、共同使用等、構造



「ドクターヘリ」による患者搬送

的かつ効率的な運営体制の改革に取り組みます。

また、公的医療機関として4疾病5事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4大疾病及び救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療の5事業）等の政策医療へ参画するとともに、DPC（診断群分類による医療費の包括評価）等で示される病院機能の評価指標において、より高度な医療の提供や様々な疾患への対応など総合的な体制が社会から求められていることから、地域における医療資源を分析し最大限の対応を図り、医療提供体制の充実に努めます。

近年、医療の質への社会的関心の高まりから、患者や国民から医療の質に関する情報提供が求められています。日本赤十字社では、救急患者の受入れ数や事故予防等の医療安全対策など様々な指標を用いた実績結果を評価・公表します。また、その結果を踏まえた分析・改善により医師や看護師の意識を高め、より良い医療の提供及び医療の標準化・透明化を図ります。

（3）医療施設の運営の健全化

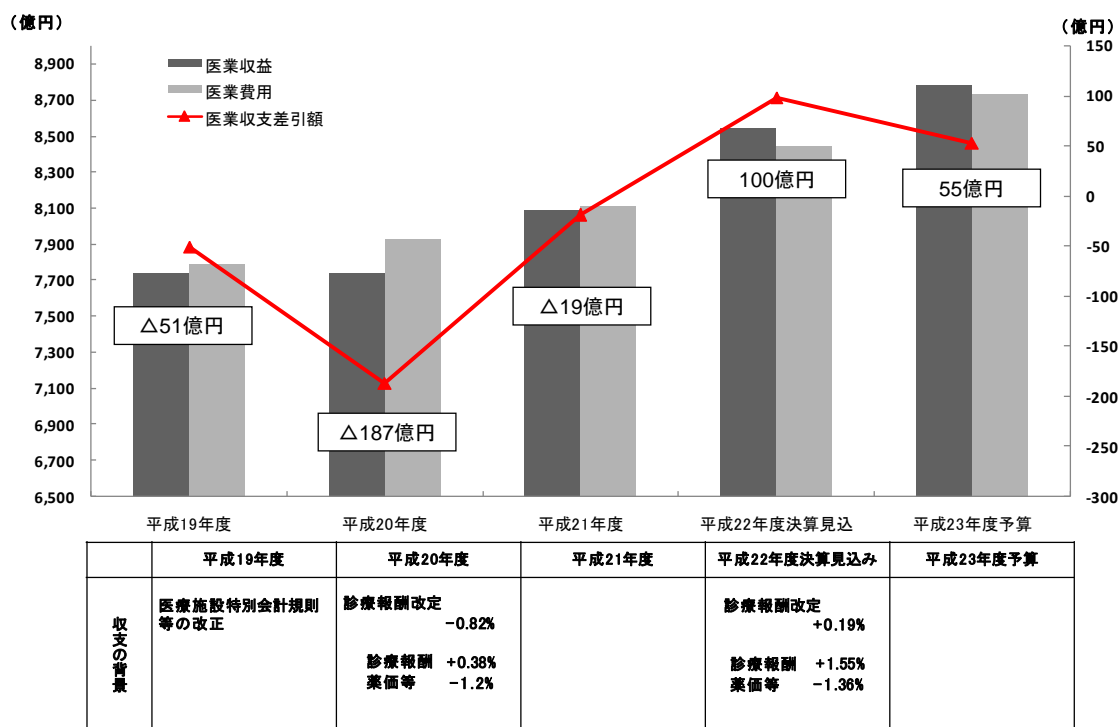
平成22年度の診療報酬改定では、急性期入院医療への重点的な配分が行われるなど、より手厚い医療提供体制が評価されるとともに、実績重視の報酬体系に改定されました。しかし、医師の偏在など医療を取り巻く諸課題が山積しています。赤十字の各医療施設は人的・物的医療資源を有効に活用し、より効率的な運営体制に向けた方策に取り組み、安定的かつ円滑な事業運営と経営体制を構築していきます。



チーム医療による治療計画の様子

チーム医療による治療計画の様子

■ 経営状況の推移(施設勘定・医業収支)



ア グループメリットを生かした共同事業の推進

赤十字施設間の連携を強化し、効率的な運営体制の構築を図るため、グループメリットを生かした共同事業を推進します。これまで実施してきたCT、アンギオ装置などの大型医療機器、医療用ベッド、電子医学図書等の共同購入とともに、診療材料等の購入にあたり、業者との共同交渉を実施している地域を拡大するための検討を進め、医療施設の費用削減を目指します。



アンギオ（血管造影撮影装置）

また、全国の赤十字の医療施設において統一して整備した会計、人事・給与システム、日本赤十字社医学図書館（ホームページ）を継続して運用するとともに、各システムの機能をさらに向上させ、施設間における情報の共有化を推進します。

イ 経営の健全化

DPC の制度改定によって、地域医療への貢献、高度・先進医療への取り組みなど地域に求められる機能を有する医療機関に対してより手厚い評価が行われることになりました。各赤十字医療施設は地域における役割や取るべき方向性を認識して診療実績の向上とコストの低減を図り、病院機能の強化に取り組みます。このため各施設の安定的経営への支援として、DPC 関連病院から収集した DPC データをもとに定期的な経営分析を行うとともに、施設の職員を対象として経営マネジメントや DPC 分析など各種研修会を実施することにより、経営分析や財務管理等、病院経営に関する能力の向上を図ります。

また、病院運営に必要となる資金等の財源面においても、資金計画を精査のうえ効率的な資金調達を行うとともに、回収困難な医業未収金の発生防止と適正な債権回収を徹底します。



病院経営マネジメント研修会におけるグループワークの様子



ブロック単位で開催する DPC を用いた経営分析研修会（広島市内）

ウ 経営悪化病院の抜本的運営体制の見直し

資金繰りの悪化や急激な医師不足等により、病院運営が困難となり、公的病院及び赤十字の医療施設としての役割を果たしていない病院については、病院経営管理委員会において、閉鎖、統合等も視野に入れた規模縮小・機能転換等対応方針を策定し、運営体制の見直しを図ります。また、その他の赤字基調が継続する病院についても、より早い段階での経営体質の改善を図るための指導を強化していきます。

(4) 安全・安心な医療提供体制の構築

医療事故等の事例の分析・再発防止対策の立案と周知を図るほか、コンピュータネットワークを活用する効果的な研修や情報交換等を行うコミュニケーション体制を構築します。さらに、全国各地域での合同研修会等を積極的に開催することにより、医療安全担当者の知識・技能の向上を図り医療安全管理体制の強化・充実に取り組みます。また、各医療施設においても、医療安全推進室を中心に各部署と連携し、医療事故や院内感染の防止に努め、安全・安心な医療の提供に努めます。



医療安全推進協議会（全国の赤十字病院から医療安全推進室長が集まり、医療安全対策について話し合う）



医療安全管理者養成の集合研修の様子（コンピュータネットワークを活用したeラーニング研修修了者が参加）

(5) 医療に携わる人材の育成と確保

ア 医師の育成

赤十字医療施設内の教育環境の向上を図るため、全ての医療施設において教育研修推進室を設置するよう努めるとともに、計画的な教育・研修の実施に取り組みます。

また、グループメリットを生かした医療施設間の連携による臨床研修プログラムの作成や赤十字に対する理解を深める体系的な研修内容など、医師に対する研修の場を広く提供し、赤十字活動を実践できる医師の育成に努めます。

イ 医師の確保

広報活動を通して研修医を含めた積極的な医師確保に努めるほか、医師確保の困難な医療施設に対し、医師派遣拠点病院から医師を派遣して診療を支援します。3カ所の医師派遣拠点病院を中心に医師派遣を展開するとともに、緊急的な医師派遣の要請には速やかに全国の赤十字の医療施設から医師を派遣できる体制を構築します。

また、多くの女性医師が活躍する医療現場の実状を踏まえ、勤務医の負担を軽減する取り組みとして、当直の免除、院内保育所の整備、夜間保育の実施等、女性医師が働きやすい環境の整備を図ります。

(6) 施設設備整備

建物の老朽化への対策や病院機能の向上を目的とする医療施設の建築等、施設設備整備事業については多額な資金投資が発生することから、適正な将来設計や収支・資金計画など具体的な施設整備計画を作成して取り進めます。

また、患者や地域の利用者及び医療を提供する職員等、病院に関わる人々の視点に着目するとともに、コスト等経営の観点も考慮したバランスのよい施設設備整備に努めます。



平成 23 年度完成予定の山田赤十字病院 (完成イメージ図)

5 看護師等の教育

事業の背景

医療体制の機能分化・専門分化とそれに伴う地域医療の充実や連携強化が進み、これまで以上に看護師の数の確保と看護の質の向上が求められています。

また、少子化の影響等により学生の入学志願者数が減少する中、赤十字の看護師養成施設においても、より質の高い看護学生の確保と教育の質向上が課題となっています。

事業の概要

各医療・教育施設で取り組んでいる看護職員の人材育成に加え、新人看護職員研修体制の充実を図ります。また、看護職員が専門性を発揮することにより、より質の高い医療・看護サービスの提供を目指します。看護教育施設では、学生の確保と、赤十字の特色を生かした教育内容の充実に努めます。

【本年度の主な取り組み】

- ・看護学生の確保策の強化（医療施設・教育施設が一体となった教育体制のPR、奨学金制度の充実等）
- ・赤十字の看護師養成の今後のあり方の検討
- ・赤十字のグループメリットを活かした人事交流
- ・「看護実践能力向上のためのキャリア開発ラダー」を活用した、新人看護職員教育

(1) 看護基礎教育の充実

ア 学生確保対策

看護学生を確保するため、これまでのインターネットを活用した広報活動の充実を図るとともに、学校訪問、オープンスクールなどでは、臨地実習指導者や国際救援要員の参加を得るなど、医療施設・教育施設が一体となって看護師養成に取り組んでいることをPRします。また、昨今の日本の経済状態に鑑み、奨学金制度の充実に努めます。



看護学生

イ 教育の充実

看護学生の本社研修は、赤十字への理解を深め、組織の一員としての自覚を高める目的で実施します。平成23年度はより多くの学校と合同で実施することで、学生や教員が交流し、一体感の醸成と連携強化を図るために、全国17校を半分に分けて集合研修を行うこととします。



新生児沐浴実習

平成19年以来、全校が学校の自己評価を実施してきましたが、平成23年度も文部科学省が進めている評価結果の公表への取り組みを引き続き行うことで、学校運営の改善と教育の充実に努めます。

医療・看護の高度化、多様化とともに、社会構造の変化を受けて、赤十字の看護師養成の今後のあり方について検討を始め、教育体制のさらなる充実に向けて取り組みます。

(2) 看護職員の確保と育成

ア 看護職員の確保と定着促進

医療施設における看護師不足や看護師の地域間での偏り、教育施設における専任教師の育成・確保困難への課題に対応するため、平成 21 年度に構築した「看護職員人事交流システム」を活用して、赤十字のグループメリットを活かした人事交流を推進していきます。それにより個人のキャリアアップや組織の活性化にも繋がります。

新たな看護職員の確保については、看護師を安定的に確保するために、募集のための広報活動を強化し、説明会や学校訪問等を実施するとともに、大学を含む赤十字教育施設からの就職の促進などに積極的に取り組みます。また、潜在看護師の復職対策も引き続き推進します。

教育施設の専任教師の確保については、医療施設と連携し、計画的に育成することに努めます。

職場への定着促進については、育児支援、多様な勤務形態等を取り入れ、看護職員にとって働きやすく魅力ある職場づくりを推進していきます。

イ 看護職としてのキャリア開発

平成 18 年度から医療施設に導入している自己成長と相互成長ができる継続教育システム「看護実践能力向上のためのキャリア開発ラダー」を活用して、新人看護職員に対する教育を行います。さらに、教育提供者を支援するしくみを作り、組織全体で新人看護職員を育成する組織文化を醸成し、新人看護職員のキャリア開発の充実を図ります。

看護師長などの看護管理者に対しては、「看護管理実践能力向上のためのキャリア開発ラダー」の導入をさらに進め、能力の向上に努めます。

また、国際救援活動や開発協力事業への参加を希望する看護職のためのキャリア開発ラダーを活用し、国際医療救援拠点病院等での研修などに積極的に希望者を参加させる等、国際活動に関わる看護職員の育成に努めま



新人看護師研修



国際救援活動をする看護師

す。

看護教員については、新任教員研修を施設毎ではなく本社で実施するとともに、大学院実践コースを活用して教育の専門家の育成を推進します。また、看護教員のキャリア開発ラダーの作成を進めます。

(3) チーム医療における看護の専門性の発揮

国において検討している医師や看護師、薬剤師等と協働・連携するチーム医療について、赤十字においても看護職が自らの専門性を発揮し、療養生活支援の専門家としてチーム医療に貢献できる体制づくりを推進していきます。

(4) 幹部看護師研修センターの研修体制の充実

平成15年に管理者教育の強化を目的に短期の管理者研修体制がスタートしてから7年が経過し、より医療現場のニーズに対応した研修内容を目



幹部看護師研修センター講義

指すため、教育体制等の見直しを検討します。

また、現在取り組んでいる研修内容の充実を図るために、同センターで実施する発表会等を公開するとともに、各医療施設においては計画的な研修生の派遣と修了生の積極的な活用と定期的な評価の実施に努めます。

(5) 国際救援・開発事業等への積極的参加

国際紛争や大規模災害、保健衛生など国際救援や開発事業の分野に、積極的に看護師を派遣していきます。

また、平成 20 年度から政府間の経済連携協定 (EPA) によるインドネシア及びフィリピンの外国人看護師の受入れが開始され、日本赤十字社においては 6 ヶ所の医療施設で計 12 名を受け入れています。平成 23 年度も同事業を通じて看護サービスの向上や当該国との国際交流・理解を深めることとします。



外国人看護師候補者の研修

6 血液事業の推進

事業の背景

日本赤十字社は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」や薬事法等の関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適正かつ確実な事業運営にあたる必要があります。

少子高齢化が進む中、安全な血液製剤の安定供給を確保する必要があります。特に献血者の確保に際しては、広報活動のみならず、献血者が安心して快適に献血できる環境を整備することが重要です。

事業の概要

献血者の安全性と利便性に配慮した献血ルームの設置、効果的な献血バスの配車を計画し、献血受入体制の整備・充実を図ります。また、献血者が安心して献血できるように、職員の教育訓練を充実し、事故防止、安全確保及びより一層のサービス向上を図ります。

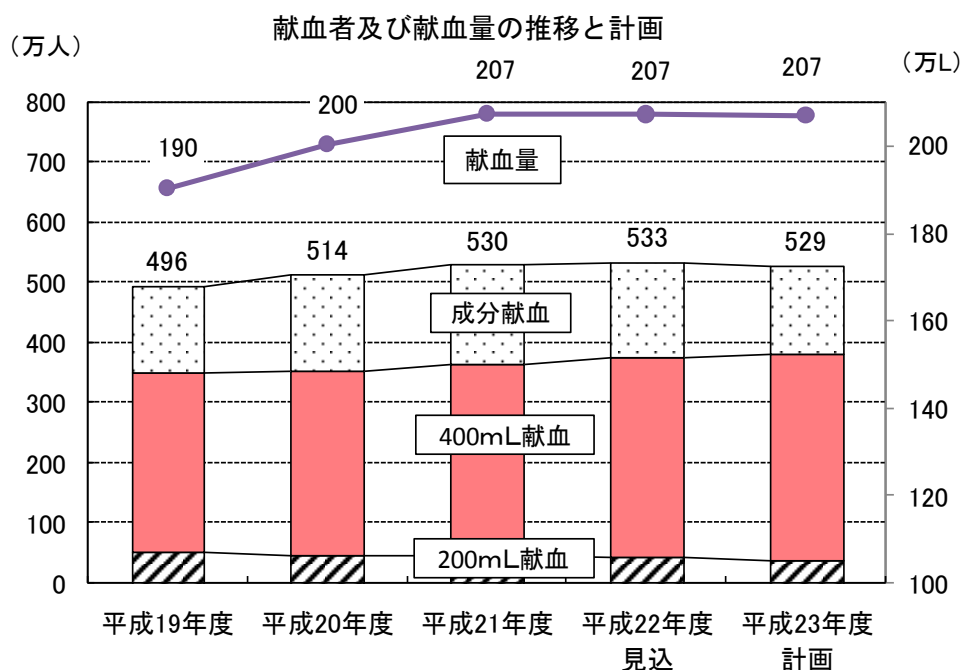
さらに、国民に信頼される持続可能な血液事業体制の確立を目的に、平成24年度から広域的な事業運営体制を導入することとしています。

【本年度の主な取り組み】

- ・全血献血・成分献血の合計約529万人の献血者の受入れ
- ・平成23年4月の採血基準改正の周知の普及策の強化
- ・輸血用血液製剤への感染性因子低減化技術の導入に向けた検討、輸血関連急性肺障害（TRALI）対策の検討
- ・赤血球製剤（約673万本）、血小板製剤（約916万本）、血漿製剤（約328万本）の供給
- ・赤十字アルブミン（約49万本）、クロスエイトM（約8万本）、日赤ポリグロビンN（約15万本）の製造販売
- ・原料血漿（50万リットル相当）、中間原料（43.5万リットル相当）の配分
- ・平成24年4月の広域的な事業運営体制の導入に向けた準備
- ・研究施設の移転整備、体制の充実化

(1) 献血者の確保

平成23年度は、医療機関における血液製剤の需要動向等をふまえ、全血献血約383万人（前年比102.1%）、成分献血約146万人（前年比92.5%）合計約529万人（前年比99.3%）の献血者の受入れを計画しています。一時的あるいは季節的な輸血用血液製剤の不足にも十分対応できるよう、献血受入体制の柔軟な対応を図るなど需要に見合った血液の確保に努めます。



ア 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者といった対象を明確にした効果的な普及啓発活動や献血者募集を行い、特に若年層を対象とした取組みとして体験学習の継続的な実施等、献血への動機付けとしての活動を促進することとし、併せて、国と連携し、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら、取組みを行います。

また、国民に対し、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、その家族の声を伝えることで、血液製剤が、医療に欠くことのできない有限で貴重なものであり、患者さんにとってかけがえのないものであることを伝え、献血の普及啓発に努めます。

(ア) 若年層を対象とした対策

- a 献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得て、若年層の献血や血液製剤に関する理解を深め、献血体験の促進に努めます。
- b 若年者向けの雑誌、放送媒体、インターネットを含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけを行うなどして、効果的な広報に努めます。
- c 若年層に献血の意義や血液製剤



親子教室の様子

について分かりやすく説明するため、ボランティア組織等の協力を得ながら、学校へ出向いての献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発を行います。

- d 「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」に献血に関する内容が盛り込まれたことから、これまで実施してきた若年層献血はもとより、献血のみならず、赤十字活動全体の情報提供を行い、命の大切さ等について学校へ出向いての献血セミナーを積極的に実施するよう努めます。
- e 学生献血ボランティアとのさらなる連携を図り、大学生における献血の推進に努めます。さらに、将来の医療の担い手となる学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組みを行います。
- f 10代への啓発については、採血基準の改正により、平成23年4月から男性に限り400mL献血が17歳から可能となることを伝え、普及啓発に努めます。

(イ) 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

a 20歳代後半～30歳代の女性を対象とした対策

この年代の女性については、出産、あるいは子育てに忙しいなどの理由で献血機会が減少しているものと考えられます。そこで、こ

れらの方々に安心して献血いただけるための取組みとして、献血ルームの環境を整備するなど受入体制を整えるよう努めます。

b 40 歳代～50 歳代を対象とした対策

企業や団体の中心的な存在であるこの年代に対して、「血液の使われ方」、「献血可能年齢」等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行います。社会貢献活動の一つとして、地域の実情、会社の事情に即した方法で企業、団体等における献血の推進を図ります。

c 60 歳代以上を対象とした対策

この年代は、60 歳を超えたところで献血者数の割合が急激に減少しています。その理由として定年退職することにより献血に関する情報に触れる機会が減少することや、健康上の問題等が考えられることから、定年退職後も引き続き積極的に献血に協力していただけるよう、情報伝達の方法（行政が発行している情報誌の活用等）を工夫するなどして献血者の増加に努めます。

70 歳以上の献血が出来なくなった方についても、個人ボランティアとして協力頂き、献血の推進に支援いただけるよう努めます。

また、血小板成分献血について、採血基準の改正により、平成 23 年 4 月から男性に限り 69 歳まで可能となることを伝え、普及啓発に努めます。

(ウ) 企業等における献血の推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、献血の推進を促します。また、各血液センター等での献血推進活動においても、地域の実情に即した方法で企業等と連携して実施します。



企業献血の様子

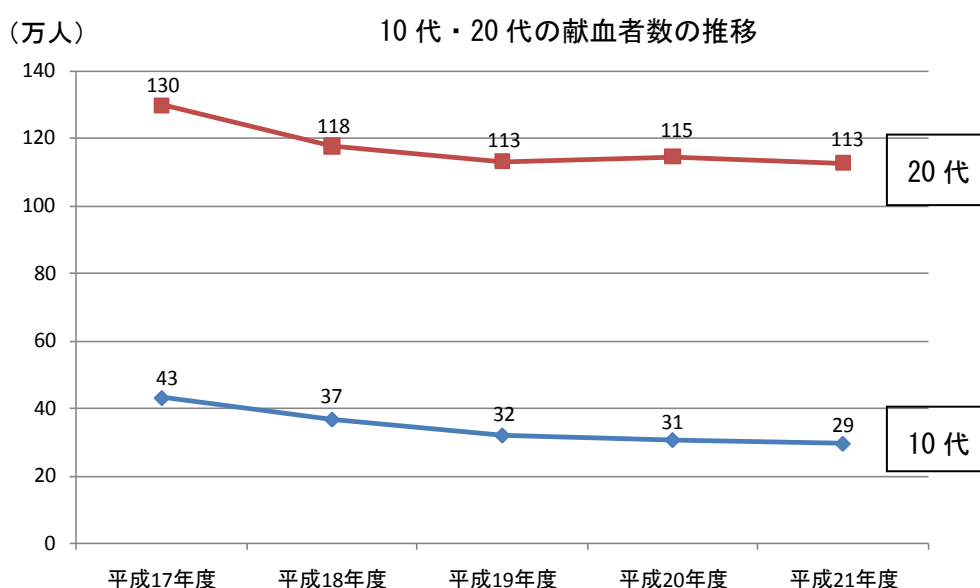
(エ) 複数回献血協力者の確保

複数回献血協力者の協力を促進するため、複数回献血クラブの充実等、重点的な啓発、施策を行います。

また、複数回献血クラブ会員の中で、適宜献血への協力が期待できる登録者の増加を図るため、特にメールサービスを利用する会員の増加に取り組み、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう努めます。

(オ) 献血推進キャンペーン等の実施

将来の献血基盤となる10代・20代の若年層献血の推進は、血液事業にとって喫緊の課題であり、戦略的なキャンペーン等の広報を展開します。



a 複数回献血者確保キャンペーン（4～5月）

複数回献血協力者を確保するため、特に大学生等の若年層への複数回献血クラブ会員登録の増強を図ることとし、大学・専門学校での会員募集や入学式及び入学オリエンテーション期間中の献血バスの配車等を実施します。

b 愛の血液助け合い運動月間（7月）

すべての血液製剤を国民の献血によって安定的に確保する体制を早期に確立するため、広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めます。特に、継続的な推進が必要な成分献血・400mL献血への協力と血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的に、7月1日から31日までの1カ月間、国、都道府県とともに実施します。

また、運動月間中は、関係諸機関、各種団体等の協力を得ながら、献

血運動推進全国大会（平成 23 年度は山形県で開催予定）を開催し、血液に関する正しい知識の普及に努めます。

c いのちと献血俳句コンテスト（7月～12月）

若年層を中心に幅広い年齢層へ俳句の募集を行い、「献血」を通じて支えられる「いのち」に意識を向け、献血活動の意義の理解・普及を目的に、平成 18 年度から実施しています。



募集活動（キャラバンの様子）：宮城

いのちと献血俳句コンテストポスター（参考）

d 全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）

学生による全国統一のキャンペーンを12月に行うことにより、冬場の血液不足を補う手段の一つとして、また、若年層への献血の理解と協力を促すことを目的として実施します。

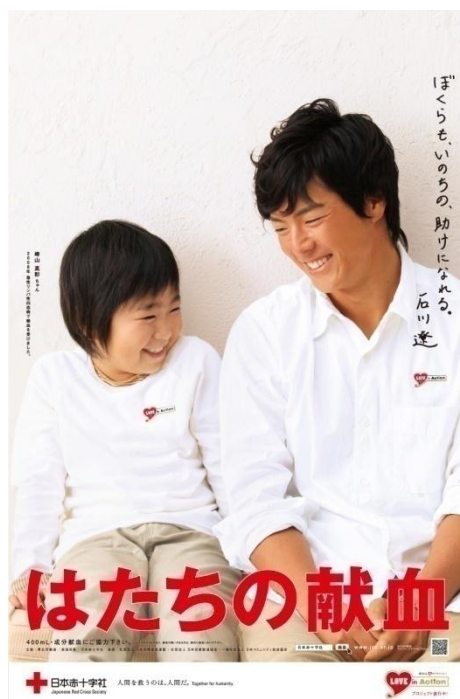


全国学生クリスマス献血キャンペーンの様子

e はたちの献血キャンペーン（1月～2月）

献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心に、特に成分献血、400mL 献血の継続的な推進を図ることを目的に、1月1日から2月28日までの期間実施します。

なお、キャンペーンは、社団法人日本民間放送連盟、社団法人日本民間鉄道協会、一般社団法人日本コミュニティー放送協会の後援のもと実施します。



愛の血液助け合い運動月間ポスター（参考） はたちの献血キャンペーンポスター（参考）

f LOVE in Action プロジェクト（通年）

「LOVE in Action プロジェクト」は、平成 21 年 10 月から始まった、若年層献血者確保の新たなプロジェクトであり、各界の有名人などの参加を得て、ラジオ番組による啓発、各地でのイベントや学生との意見交換会などを展開し、若年層献血者の確保を図ることを目的に実施します。

LOVE in Action プロジェクトイベントの様子（参考）



（岩手：女優 南沢奈央さんが参加）



（広島：アーティスト TEE さんが参加）

イ 安心して献血ができる環境の整備

（ア） 採血所のイメージアップ

採血所における休憩スペースの十分な確保や地域の特性に合わせたイメージ作り等環境整備に努め、一層のイメージアップを図ります。



高崎駅献血ルーム Harmony（群馬）



献血ルーム 千秋（新潟）

（イ） 初回献血者への対応

初めて献血をする方の献血に対する不安等を払拭するために、献血の手順や献血後の過ごし方等の映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行います。また、学校献血会場において、採血後の献血者をケアする者を配置し、採血副作用の防止に努めます。

（ウ） 検査サービス等の実施

献血者の健康管理に資するため、引き続き希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績をお知らせします。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった献血申込者に対して健康相談等を実施し、献血者の増加を図ります。

(2) 安全対策

日本赤十字社がこれまでに実施してきた安全対策として、献血者の本人確認、新鮮凍結血漿の貯留保管、核酸増幅検査（NAT）の精度向上、保存前白血球除去及び初流血除去、遡及調査等があります。

これらに加えて、平成23年度も引き続き次の課題について検討します。

ア 輸血用血液製剤への感染性因子低減化技術の導入に向けた検討

種々の安全対策の実施により、輸血用血液製剤を介した感染症例数は大きく減少しています。今後、輸血用血液製剤の安全性をさらに高めるためには、検査では検出し難い微量なウイルスや近い将来に発生する可能性が危惧される新興・再興感染症等への対策が重要です。

その対策の一つとして注目されているのが感染性因子低減化技術であり、薬剤を添加して紫外線を照射するなどの方法により、混入した病原体等の感染性を低減化するものです。

平成23年度も、国の薬事・食品衛生審議会血液事業部会、同運営委員会等における審議結果に基づき、低減化技術の導入に向けて、安全性、有効性及び品質の確認、血液事業に対する影響の評価、臨床試験の実施に向けた準備等を行います。

イ 輸血関連急性肺障害（TRALI）対策の検討

輸血後副作用として発症することがあるTRALIは、血液製剤中の白血球抗体が、輸血を受けられた患者さんの血液中の白血球やリンパ球と反応して、重篤な呼吸障害を引き起こす副作用です。

原因の一つとしては、妊娠等で産生された白血球抗体を有する献血血液によることが最近の研究で分かってきました。その対策として、男性献血者からの血液を主体とした新鮮凍結血漿の製造・供給を検討しており、400mL献血の新鮮凍結血漿については、基幹センターにおいて男性献血者由来の血液を優先的に製造する体制を整えました。

平成23年度は、これを試行的に全国展開する予定にしており、製造・供給体制に支障をきたさない範囲で、男性献血者由来の新鮮凍結血漿の製造を推進していきます。

(3) 血液製剤の供給・販売計画

ア 輸血用血液製剤の供給計画

輸血用血液製剤は、すべて国内の献血で賄われ、日本赤十字社が製造・供給しています。



血液の分離作業

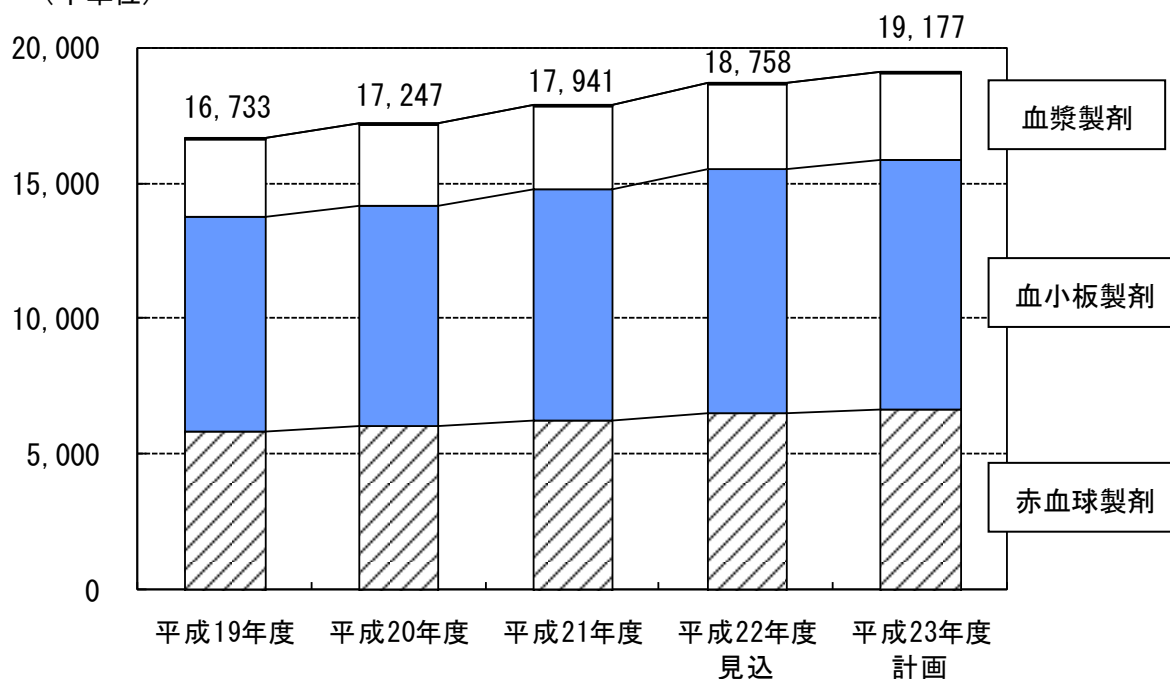


血液製剤保管室

最近の輸血用血液製剤の供給状況は、全体として増加傾向にあります。平成23年度は、換算本数で赤血球製剤は約673万本（前年比102.2%）、血小板製剤は約916万本（前年比102.1%）、血漿製剤は約328万本（前年比102.7%）の供給を計画しています。

200mL換算
(千単位)

輸血用血液製剤の供給量推移および供給計画



※全血製剤（供給量が少量のためグラフ上に表示されない）

イ 血漿分画製剤の販売計画

我が国では、血漿分画製剤のうち、アルブミン製剤については41.5%、グロブリン製剤については4.9%を未だ輸入に頼っています。

日本赤十字社では、北海道千歳市の血漿分画センターで献血血液から血漿分画製剤を製造し、血液センターを通じて医療機関へ販売しています。今後も販売体制を一層強化し、さらなる国内自給向上に努めます。

平成23年度の血漿分画製剤の販売については、赤十字アルブミンは新たに5%製剤の販売を開始し、約49万本（20%及び25%製剤：約46万本、5%製剤：約3万本）（前年比104.3%）、クロスエイトMは約8.0万本（前年比98.8%）、日赤ポリグロビンNは約15万本（前年比115.4%）の販売を計画しています。



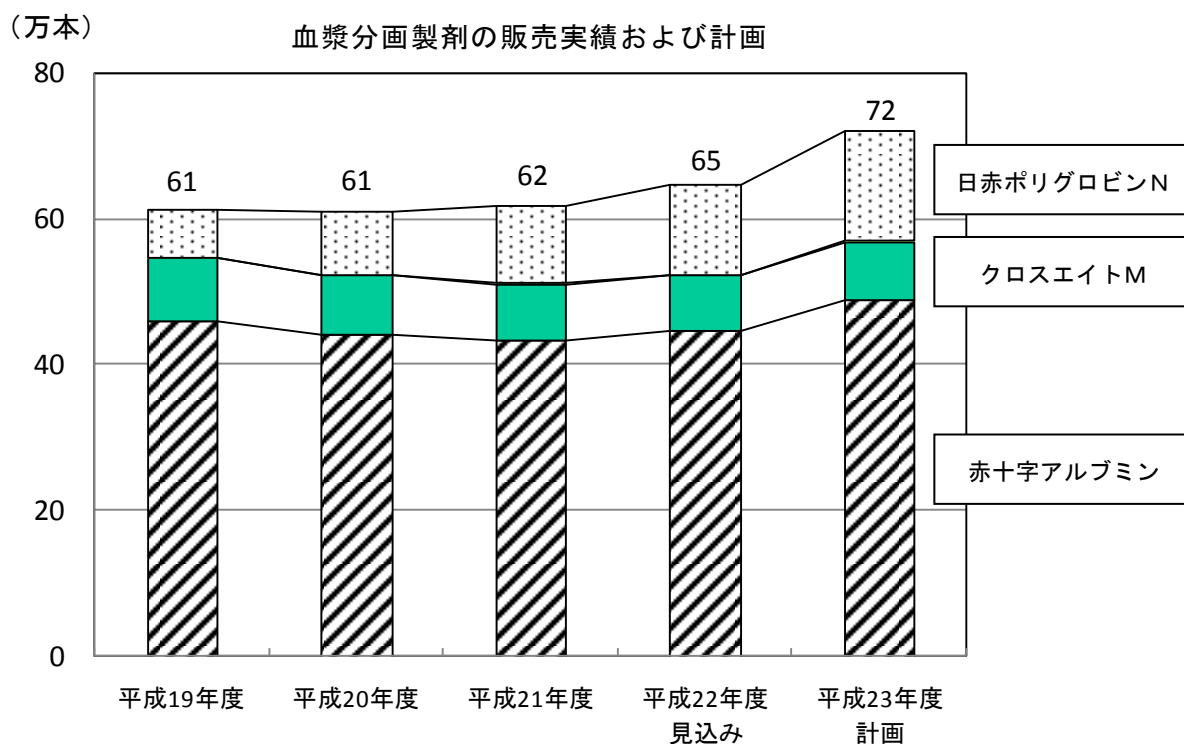
赤十字アルブミン



クロスエイトM



日赤ポリグロビンN



※日赤ポリグロビンN 2.5g/50ml換算

クロスエイトM 1,000単位換算

赤十字アルブミン 25%50ml換算

※抗HBs人免疫グロブリン（販売量が少量のためグラフ上に表示されない）

(4) 原料血漿の配分計画

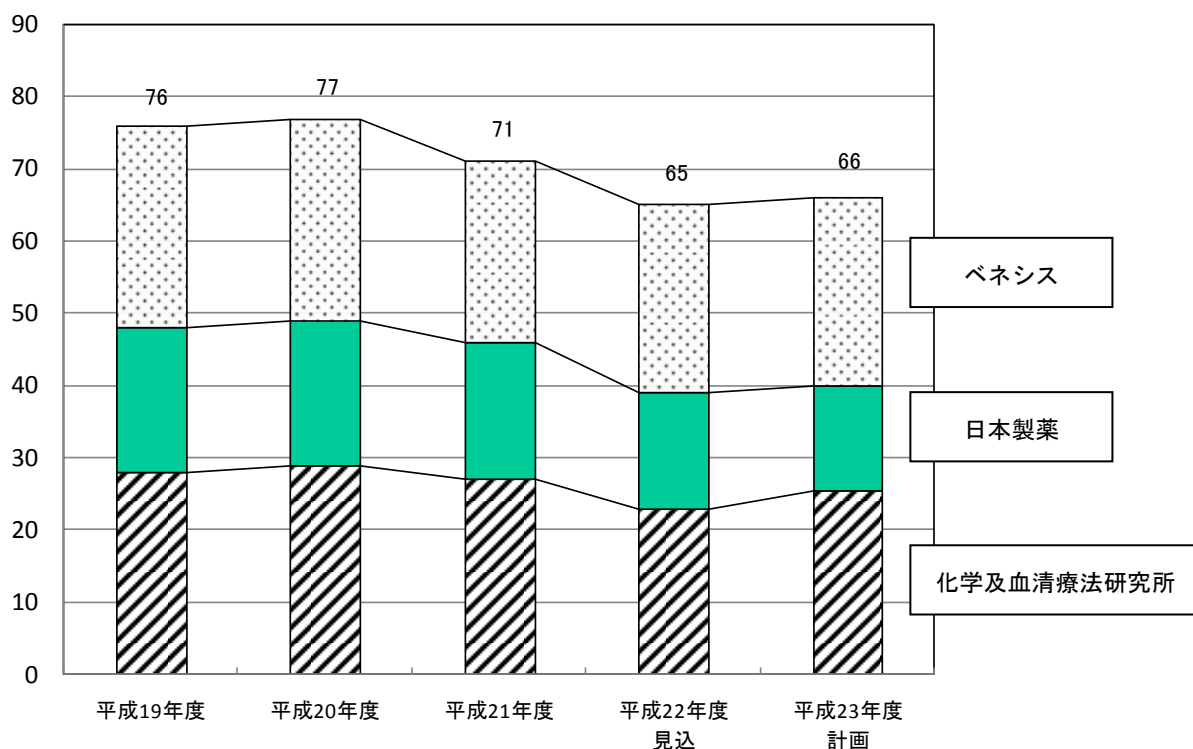
日本赤十字社では、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に定められた需給計画に基づき、国が決定した「量」と「価格」に基づき、国内製薬会社3社へ原料血漿を配分しています。

原料血漿は、全国の血液センターから血漿分画センター（北海道）、血液管理センター（京都府）及び九州血液センター（福岡県）へ一旦集められ、6ヵ月の貯留保管期間を経て各社へ送付されます。

このほか、血漿分画センターでは、血漿分画製剤の製造工程から生じる中間原料についても、需給計画に基づき各社へ配分しています。平成23年度は、原料血漿66.0万リットル、中間原料43.5万リットル相当を各社へ配分する計画です。

なお、国内製薬会社3社では、日本赤十字社が配分した献血血漿から血液凝固第Ⅷ因子、アルブミン、人免疫グロブリンのほか、組織接着剤、乾燥濃縮人血液第Ⅸ因子、乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ、人ハプトグロビン等の血漿分画製剤を製造しています。

(万L) 原料血漿送付推移及び計画（製薬会社別）



(5) 広域事業運営体制の構築

血液事業は、安全性の向上、安定供給とともに事業者の責務として効率的な事業運営を行うことで、国民に信頼される持続可能な血液事業体制を確立することが不可欠です。そのため、これまでの都道府県を単位とした血液センターの事業運営体制を見直し、平成24年4月の導入に向けて、広域的な需給管理体制、全国の財政の一元化、これらの実施に伴う本社直轄のブロック血液センターの設置など広域的な事業運営体制の構築に取り組みます。

ア 業務集約化の推進

血液センターの検査・製剤業務の集約については、安全で均質な血液製剤を製造していくことを目的に実施してきました。

現在、検査業務は全国10施設に集約し、更なる集約を検討しております。製剤業務は平成25年度末を目途に全国11施設程度へ段階的に集約する方向で推進しています。今後も製造業の許可更新の時期及び業務集約施設の整備の進捗状況に併せて、順次製剤業務の集約を進めます。

また、製剤業務については、より一層の作業の効率化を図るため引き続き自動化機器の開発を進め、一部の自動化機器については、平成23年度から段階的に導入していきます。

なお、平成24年度から導入する広域事業運営体制の整備に際しては、広域的な需給管理の実施、財政の一元化に合わせ、集約して実施することにより事業の効率化を図ることが可能となる業務（給与計算事務、献血申込書のデータ入力及び検査サービス通知書の発送等）についても、ブロック単位に集約して実施する準備を進めます。

イ 広域事業運営体制の導入準備

広域事業運営体制の導入については、平成22年12月の国の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において了承されました。平成24年度から導入する広域事業運営体制への円滑な移行に向けて、全国7ヵ所にブロック血液センター設置準備室を設置し、ブロック血液センターの立ち上げに必要な法令手続きや初年度事業計画・予算の策定などの準備を進めます。

また、広域事業運営体制の実施に併せた新たな財政制度の導入に向けて、血液事業関係者、医療機関をはじめとする関係各位に対して業務内容変更

の周知・職員の研修など必要な準備を進めます。

なお、広域事業運営体制の導入にあたり、改正が必要な社内規則等についても、段階的に改正の準備を進めます。

ウ 施設の整備

平成 25 年度内の製剤業務集約に向けて必要な製造施設の整備を行います。製剤業務集約が完了した採血・供給が主な業務となる血液センターについては、採血・供給機能の充実を図ることとし、空スペースを活用するなど必要な施設改修を進めます。

また、全国血液センターの将来的な施設整備についても、広域事業運営体制下における血液センターのあり方を踏まえて、具体的な検討を進めます。

(6) 研究施設の移転整備

現在の血液事業における研究施設については、中央血液研究所を東京都赤十字血液センターとの合築により設置し、血液製剤や検査技術の開発、輸血副作用の原因解析等の研究・開発体制を整備しています。

平成 24 年度からの広域事業運営体制の導入に伴い、同施設にブロック血液センターを設置することから、これを機に、新たに研究施設を移転整備し、より一層の研究・開発体制の充実化を図ります。

(7) 国際協力

アジア地域の赤十字・赤新月社から血液事業の関係職員を研修生として受入れ、血液事業本部、血漿分画センター及び各基幹センターにおいて、献血者の受入や血液検査、血液製剤の調製並びに供給など、血液事業の各分野の研修を行うことにより、アジア地域の血液事業の発展に協力します。

また、その他の赤十字・赤新月社や外部団体からの訪問や研修依頼等の協力要請についても、支援要請国の必要性に即した協力を行うこととします。

7 社会福祉事業の実施

事業の背景

いま、日本では国民の高齢化率が20%を超え、5年後の平成27年にはさらに高齢化が進み、4人に1人が65歳以上になると予測されています。また、特別養護老人ホームへの入所待機者数が約42万人にのぼり、これからの高齢者介護がどのような方向を目指すべきなのか、国等において対応策が検討されています。

一方、近年、核家族化が進む中で、親の育児不安や児童虐待が社会問題となっており、地域における子育て支援の重要性も増しています。

そのため、今日の社会福祉においては、公的なシステムである介護保険制度や障害者自立支援法などに加えて、地域住民やボランティア、福祉サービスを提供する団体、行政などすべての人や組織が協力し合って、共に生き、互いに支えあう地域社会を創るための仕組みづくりが課題とされています。

事業の概要

赤十字奉仕団や支部・赤十字病院等との連携による事業実施は、他の法人にはない、赤十字社会福祉施設としての大きな特色です。地域の奉仕団メンバーの参画や地域の人びとへの働きかけは、赤十字事業を対外的にアピールすることになり、社会福祉事業としての広がりも期待されます。

【本年度の主な取り組み】

- ・ボランティアの参画による地域に選ばれる施設づくり
- ・支部との連携による子育て支援事業の実施
- ・特別養護老人ホームの運営充実化3ヵ年計画の推進

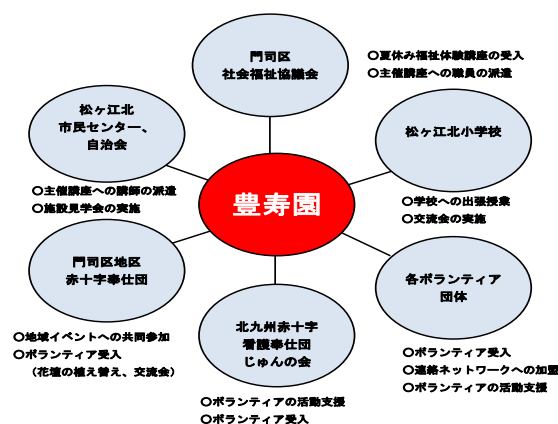
(1) ボランティアの参画

日本赤十字社の社会福祉施設にとって、赤十字奉仕団などのボランティアの協力は、施設の運営に欠かせない存在です。年間のべ約5万人ものボランティアの方々に、日常生活支援活動やレクリエーション活動などさまざまな種類の支援・協力をいただいています。奉仕団として主体的な意識と責任を持って臨んでいただけるため、継続的に安定した活動が実施されます。そのため、この活動に対する地域からの信頼は高く、赤十字への理解も広がっています。

より多くのボランティアの参画や支部・赤十字病院との連携による地域交流活動などを通じて、地域に選ばれる施設を目指していきます。



本の点訳を行う赤十字奉仕団員
(北海道支部点字図書センター)



豊寿園の **どっとクロス!計画**

平成 23 年度 社会福祉施設におけるボランティアの活動計画

施設種別 (施設数)	ボランティア活動延人数	ボランティア活動延時間	ボランティア1人あたり活動時間	定員1人あたり活動者人数(%)	活動内容	
計 (28)	50,373 人	177,011 時間	3.5 時間	9.6 人		
(内訳)						
児童福祉	乳児院 (8)	6,168	17,861	2.9	20.9	<日常生活支援活動> イベント準備、散歩付添、傾聴、配膳・下膳、裁縫、洗濯、清掃  <レクリエーション活動> 書道、絵画、短歌、音楽、生け花、手芸、写真、ガーデニング 
	保育所 (3)	137	374	2.7	0.4	
	児童養護施設 (1)	921	2,507	2.7	23.0	
	肢体不自由児施設 (3)	2,209	5,936	2.9	7.3	
	重症心身障害児施設 (1)					
老人福祉	特別養護老人ホーム (8)	7,488	13,534	1.8	10.1	
障害者福祉	障害者支援施設 (1)	(重症心身障害児施設と兼ねる)				
	補装具製作施設 (1)	—	—	—	—	
	視覚障害者情報提供施設 (2)	33,450	136,800	4.1	—	

(※) 入所定員のない障害者福祉施設を除いた定員1人あたりの活動者人数であること。

(2) 支部事業との連携

日本赤十字社は、全国 28 ヲ所で社会福祉施設を運営しています。

各施設の特性を生かすため、老人福祉施設では「災害時高齢者生活支援講習」を、児童福祉施設では「幼児安全法」の開催に主体的に取り組む、講習事業の普及活動を通じて、地域における赤十字の活動を活性化していきます。そのため、職員・ボランティアの指導員を支部と連携して計画的に養成します。



児童館で幼児安全法を開催
(沖縄県支部・那覇市安謝福祉複合施設)

(3) 地域における子育て支援事業の実施

日本赤十字社では各支部や児童福祉施設が中心となって、全国各地で育児相談や子育て講座などの多様な子育て支援事業を実施しています。平成 23 年度もこれまで培った活動基盤やノウハウを活用して本事業を着実に実施していきます。

また、全国的に急増している被虐待児や病児、発達障害児のケアのため、乳児院において小規模保育を拡充するほか、行政からの委託による里親支援機関事業の充実、肢体不自由児施設のスヌーズレン室（光と音による感覚刺激を提供する部屋）の設置、小中学生の職場体験としての施設公開、育児のノウハウを提供する冊子の作成・配布など、地域への貢献度の高い事業を推進します。



赤ちゃんの本ー子育てのコツー
(島根県支部・松江赤十字乳児院作成)



中学生が義肢製作体験学習
(千葉県支部義肢製作所)

(4) 特別養護老人ホーム運営充実化3ヵ年計画の推進

介護保険制度が開始されてから10年が経過し、社会福祉施設では、各地域のニーズにあった、より入所者・利用者本意のサービスを提供することが求められています。日本赤十字社の特別養護老人ホームにおいても、赤十字の特色を発揮し、地域に選ばれる施設運営を行うことが喫緊の課題となっています。

このため、平成22年度に全職員を対象とした意識調査を実施し、その結果をもとに、各施設の「運営充実化3ヵ年計画」を策定しました。

平成23年度は、その計画に基づいて、訪問介護事業（ヘルパーステーション）などの新規事業の検討、赤十字の特性を生かした健康生活支援講習などの講習会の開催、職員の研修計画の実行など、職員一丸となって計画を推進します。

(5) 日本赤十字社総合福祉センター事業の実施

この事業は、「日本赤十字社広尾地区再建整備計画」に基づいて、日本赤十字社医療センターや日本赤十字看護大学と連携した介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者支援施設からなる複合型施設（仮称：日本赤十字社総合福祉センター）を整備するもので、保

運営のコンセプト

ご利用者の視点に立った介護の実践

- 職員の資質の向上を図り、良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。
- 情報提供に努め、ご利用者等への説明責任を果たします。



地域に開かれた施設

- 地域の行事に参加するとともに、地域の方々が参加しやすい環境をつくり、地域との交流を積極的に進めます。
- 看護学生や介護実習生を受け入れ、体験学習の場として施設を開放します。



ご家族との連携

- ご利用者のご家族、職員との連携を促すため「交流会」や「連絡会」を積極的に開催します。
- 日頃からご家族の方が面会に来やすい環境をつくり、ご利用者のご家族、職員が一体となって、生活環境や身体状況の向上を目指します。



地域社会との連携と貢献

- 他の社会福祉施設や地域包括支援センターなどと連携し、福祉介護のネットワークを広げます。
- 大規模災害の発生に備えて救護資機材や備蓄食糧を整備するなど、地域の防災力の向上に貢献します。

出典：(仮称)日本赤十字社総合福祉センター職員募集のご案内

健、医療、看護、福祉サービスを総合的に提供する新しい都市型のモデル施設地区となることを目指します。

平成24年1月の竣工を目指して施設の建築を進めており、平成23年度は、職員・ボランティアなどの確保や施設利用者の募集など、施設運営に必要な態勢を整備します。

(6) 将来に向けた施設整備計画の推進

社会福祉施設の中には、建築後25年以上が経過し老朽化が進んでいる施設があり、さらに、特別養護老人ホームでは、個室やユニット型の入所サービスなど国が進める新しいケアの流れに対応できていない施設があります。

このため、入所者・利用者の安全確保やサービス向上の観点から、長期的事業計画と施設整備計画を策定し、経営の効率化を図ることにより、建替・改修などに必要な資金の計画的な造成に努めます。

8 赤十字講習事業の普及

事業の背景

日本赤十字社の講習事業は、誰もが参加できる赤十字事業であり、受講された方がさらにボランティアの指導員となって事業を推進する、ボランティアの参画によって活性化される事業です。

講習は、全国の都道府県支部、病院、社会福祉施設のほか、各地域で開催され、幼児から高齢者に至るまで、幅広いライフサイクルに応じて受講することができます。

事業の概要

平成 23 年度は、講習毎に赤十字が持つ救命技術の強みを生かし、また、他の普及事業者との協力により普及が促進されるものについては、他団体との連携を強化するとともに、地区・分区、社会福祉協議会など、赤十字の施設以外で開催された講習の主催者と受講者の双方から寄せられた意見や評価に基づき、今後の普及促進のための具体的な戦略を策定し、取り組めます。

そのため、より多くの方々に広く講習に参加いただくことができるよう、ボランティア指導員が主体的に活動できる環境づくりと、これを支える体制の強化に努めます。

【本年度の主な取り組み】

- ・ボランティア指導員が主体的に活動できる環境づくりと、これを支える体制の強化
- ・他団体との連携推進

(1) 救急法等の普及

日本赤十字社の一般普及講習は、満 15 歳以上の方を対象として、講習時間を 12 時間等としていますが、短期講習にはこれらの制約がないこともあり、講習の受講者数は、短期講習の受講者が全体の大多数を占めます。

短期講習は、受講者の要望によりテーマを選べるようになっており、今後も受講者のニーズに応じた講習の普及を図っていきます。

講習名	受講資格及び講習時間		受講者数（構成割合）	
	一般普及講習	短期講習	一般普及講習	短期講習
救急法	満 15 歳以上 12 時間	年齢・時間の 制約なし	93,358 人 (21%)	355,145 人 (79%)
健康生活支援講習	〃	〃	5,303 人 (6%)	82,688 人 (94%)
幼児安全法	〃	〃	5,128 人 (8%)	55,888 人 (92%)
水上安全法	満 15 歳以上 14 時間	〃	4,014 人 (8%)	45,850 人 (92%)
雪上安全法	〃	〃	182 人 (28%)	476 人 (72%)

各講習における講習受講者数等（平成 21 年度実績）



救急法

日常生活における事故防止や、急病やけがに対処する救命・応急手当について学びます。

一次救命処置と AED の使用方法



健康生活支援講習

自身の健康増進と介護予防、地域での高齢者支援や、家庭での介護の方法などを学びます。

車椅子を使用されている方の支援の方法



幼児安全法

こどもが起こしやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気の看病の仕方などについて学びます。

乳児の気道異物の除去



水上安全法

水の事故から人命を守るための泳ぎの基本と、事故が発生した際の救助方法を学びます。

レスキューボードでの救助の方法



雪上安全法

スキー場などでの事故防止と、けがをした場合の救助の方法や手当の方法を学びます。

ゲレンデでのけが人の救助の方法

また、国際赤十字・赤新月社連盟が主導する「ワールド・ファースト・エイド・デー」(9月)にあわせて各地域で開催されるイベントにおいて、駅や公共施設に設置されている AED の使い方についてデモンストレーションを行うなど、一般市民への啓発に努めます。

(2) ボランティアの参画による事業の推進

日本赤十字社の講習事業は、受講者された方がボランティアの指導員となって事業を推進する、ボランティアの参画によって活性化される事業です。

平成 23 年度も講習の普及を通じた地域での赤十字事業の活性化を図るため、これを指導するボランティア指導員の養成に力を注ぎます。

各講習におけるボランティア指導員数（平成 22 年 4 月時点）

講習名	指導員総数	【再掲】 ボランティア指導員数（構成割合）
救急法	5,891 人	4,072 人（69%）
健康生活支援講習	1,211 人	420 人（35%）
幼児安全法	2,083 人	1,172 人（56%）
水上安全法	1,561 人	1,440 人（92%）
雪上児安全法	284 人	261 人（92%）

(3) 国際的ガイドラインの改定による講習内容の改正

日本赤十字社の講習で学べる心肺蘇生法は、国際的なガイドラインに基づいて救命の手順を定めていますが、平成 22 年 10 月にこのガイドラインが改定されました。

これを受けて、平成 23 年 6 月に国内普及事業者向けの指針が示される予定であることから、日本赤十字社では、この動きに即応し、医師からなる救急法研究委員会などを開催し、教本と指導員用マニュアルの見直しを行うとともに、各講習の指導者を対象とした伝達研修会を開催するなど、迅速な対応を行います。

赤十字運動への参加と協力

9 青少年赤十字の活動

事業の背景

今日、学校教育の現場では、いじめや不登校、人間関係の希薄化などの様々な課題に直面し、助け合いや思いやりの心を育む教育が重視されています。また、子供達が主体的に物事を考え、行動する力を身につけることも求められています。

このような教育ニーズに応え、あわせて将来の赤十字事業の担い手を育てるため、青少年赤十字への活動の輪をさらに拡充するとともに、モデルとなる活動を全国に広めるなど、活動内容の充実化が求められています。

事業の概要

日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切にし、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成するという青少年赤十字の目的を達成するため、活動推進の中核となる指導者の先生方の養成と支援を中心に、青少年赤十字活動を充実させるための施策を図ります。

【本年度の主な取り組み】

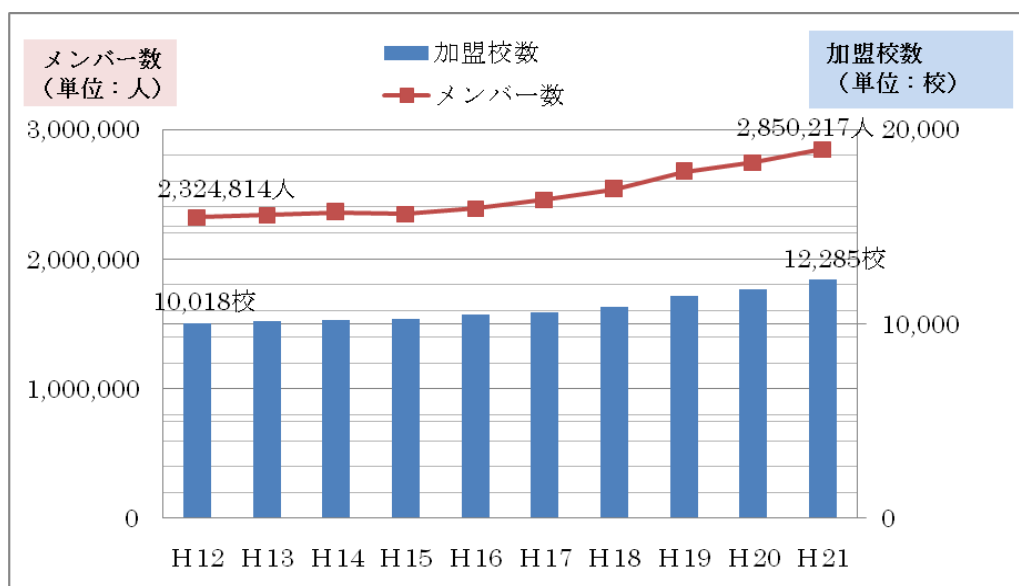
- ・教材の有効活用等を盛り込んだ研修プログラムの実施
- ・指導者協議会、賛助奉仕団等と連携した指導者（教員）の支援・青少年赤十字モデル校 10 校への助成金の交付（2年間）
- ・海外教育支援及び保健衛生環境改善事業の実施（バングラデシュ、モンゴル、ネパール）
- ・国内外の青少年赤十字メンバー間の交流の促進

(1) 活動内容の充実

ア 指導者、メンバーの養成

全国の青少年赤十字加盟校数は12,000校、メンバー数は280万人を越えており増加傾向にあります。数だけでなく活動の中身を充実させていくために、全国で中核となって活動する青少年赤十字指導者やリーダーの育成を図るための指導者向け、メンバー向け研修会を実施します。また、教育行政関係者に青少年赤十字の活動の意義や内容を理解していただくために情報提供を図り、研究会等を実施します。

青少年赤十字加盟校、メンバー数の推移（過去10年間）



朝のあいさつ運動（香川）



青少年赤十字機関紙
（生徒向け教材の例）

イ モデル校への支援

全国で青少年赤十字モデル校を 10 校指定し、2年間にわたりその活動へ助成金を交付するとともに、優良な活動をまとめた報告書を作成し、全国の加盟校・未加盟校に紹介します。また各支部においても青少年赤十字活動の充実、振興を図るため研究推進校を指定し、優良な活動を支援すると共に、研究発表会などの場を設けて他の学校に事例を紹介します。



青少年赤十字モデル校報告書
(平成 21 年版)



高校生による防災講座～地域住民を招き
図上防災訓練（栃木）



対人地雷について学ぶ（鹿児島）

（2）国際交流の推進

全国の青少年赤十字メンバーが集めた資金を活用して、バングラデシュ、モンゴル、ネパールの赤十字・赤新月社と協力して現地の青少年に対して文具やスポーツ用品の配付等の教育支援や保健衛生環境改善のための支援などを行います。

また、全国の各支部ではアジア各国の赤十字・赤新月社を通じてメンバー、指導者の派遣・受け入れを行い、国内・海外のメンバーが交流し、国際理解と親善を深めます。



文具セットの配付（バングラデシュ）



愛知のメンバーのモンゴル訪問（モンゴル）

10 赤十字ボランティアによる活動

事業の背景

様々な課題に直面している地域社会が、ボランティアに寄せる期待は増しています。日本赤十字社は、ボランティアの養成と活動に関して長い歴史を有しており、そのノウハウと全国に広がるボランティアのネットワークを最大限に生かして活動します。一方で、都市部における防災や、若年層へのHIV・エイズの予防啓発など、今日的な課題に柔軟に対応するための、人材の育成と活動の活性化が課題となっています。

事業の概要

ボランティア国際年から10年目にあたる平成23(2011)年、国連が発した「ボランティア国際年プラス10」の呼びかけに対して、国際赤十字・赤新月社連盟では様々な取り組みを行います。日本赤十字社でも、これをボランティア活動の活性化の機会ととらえて、より社会のニーズに応える活動を推進していきます。

【本年度の主な取り組み】

- ・赤十字ボランティア・リーダー等の人材育成
- ・モデル奉仕団の活動報告集の作成と、ノウハウの共有
- ・若者世代向けのHIV・エイズ予防啓発活動の実施

(1) ボランティアの人材育成

赤十字奉仕団は、日本赤十字社の活動の重要な担い手であり、奉仕団活動の活性化には人材の育成が不可欠です。そして、何よりも奉仕団のリーダーを養成するとともに、その能力の向上を図り、各奉仕団の団員が目標を設定し主体的に活動することが重要です。そこで、平成 23



赤十字ボランティア・リーダー研修会(本社)

年度においても引き続き本社

主催の赤十字ボランティア・リーダー研修会をはじめ、各支部などでも研修会を実施して、人材の育成と団員意識の高揚を図ります。

また、本社においては支部指導講師研修会を開催し、各支部で実施する研修会における指導スタッフとして、また奉仕団活動の助言者としての役割を担う講師を養成します。

(2) モデル奉仕団活動などの普及

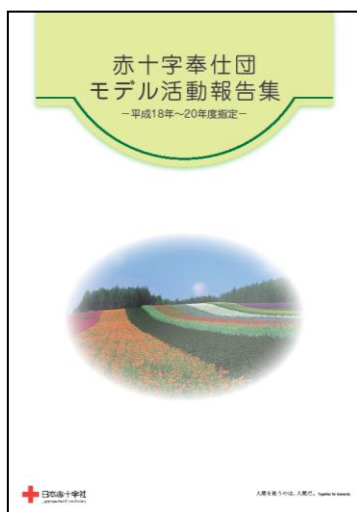
平成 16 年度から平成 20 年度にかけて、赤十字奉仕団活動強化要綱に規定された災害や福祉などに関連する活動項目に重点を置き、創意工夫した活動や地域ニーズ、課題に行政や他の団体とも連携・協働して成果を挙げている奉仕団をモデル奉仕団として選定してきました。



災害時に備え炊き出し訓練をする
地域赤十字奉仕団（大阪）

このうち 3 年間のモデル指定期間を終えた奉仕団については、他の奉仕団の参考となるようその活動内容の変化や成果などをとりまとめたモデル活動報告集を作成し、全国の奉仕団にそのノウハウを提供することで引き続きモデル活動の普及を図ります。

また、赤十字ボランティアのための情報誌を作成し、活動事例の普及と赤十字ボランティアに関する情報の提供を行います。



赤十字奉仕団モデル活動報告集



情報誌「赤十字ボランティア (RCV)」

(3) 青年赤十字奉仕団による HIV・エイズ予防啓発活動の推進

平成 21 年度の青年赤十字奉仕団全国協議会において、平成 22 年度からの 3 年間、青年赤十字奉仕団の全国統一活動としてピア・エデュケーション※による HIV・エイズの予防啓発活動に取り組むことを決定しました。

その 2 年目となる平成 23 年度は、平成 22 年度に引き続き活動の中心となるピア・リーダーを研修会等を通じて青年赤十字奉仕団員の中から養成していくとともに、各地域での若者世代を対象とした HIV・エイズの予防啓発活動を促進します。



ピア・エデュケーションの技法を学ぶ青年赤十字奉仕団員（本社）

※ ピア・エデュケーション

年齢や価値観が近い人から同じ立場の人たちに知識や情報を伝える手法。同じ価値観を持つ若者同士のため、受け手に大きな共感が生まれるという特徴があります。

1 1 社員増強の推進と財政基盤の強化

事業の背景

「社員」は赤十字事業の原動力であり、組織の根幹をなすものです。災害等への救援金を除くと、社員数の減少に伴い、日本赤十字社を支える財源である社資は漸減傾向にあり、社員増強のための全社的な取り組みが喫緊の課題です。

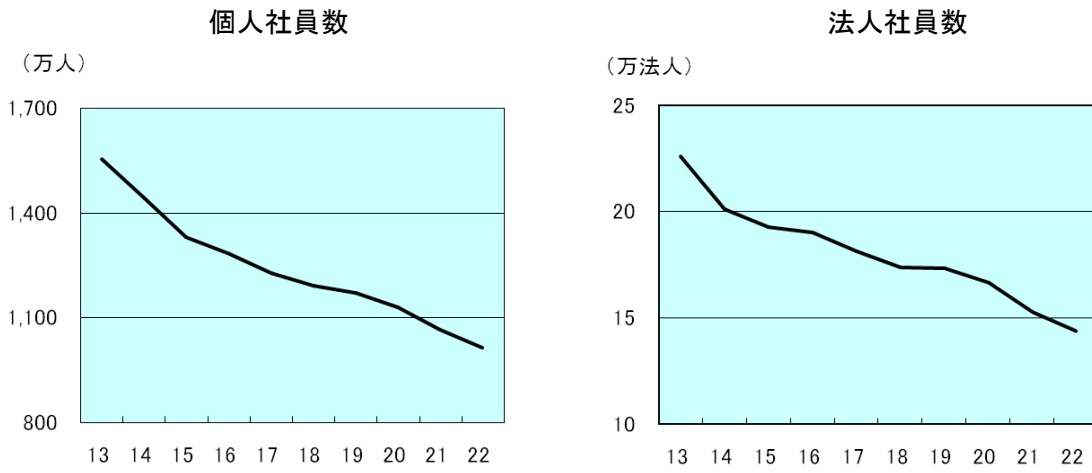
事業の概要

社員及び寄付者の方々には、活動の意義と成果が伝わり、引き続きご支援をいただけるように努めます。一方、様々な社員加入、寄付の方法を提供して、一人でも多くの方にご協力をいただけるようにします。特に、インターネットやポイント制度を通じた参加メニューの拡大に努めます。

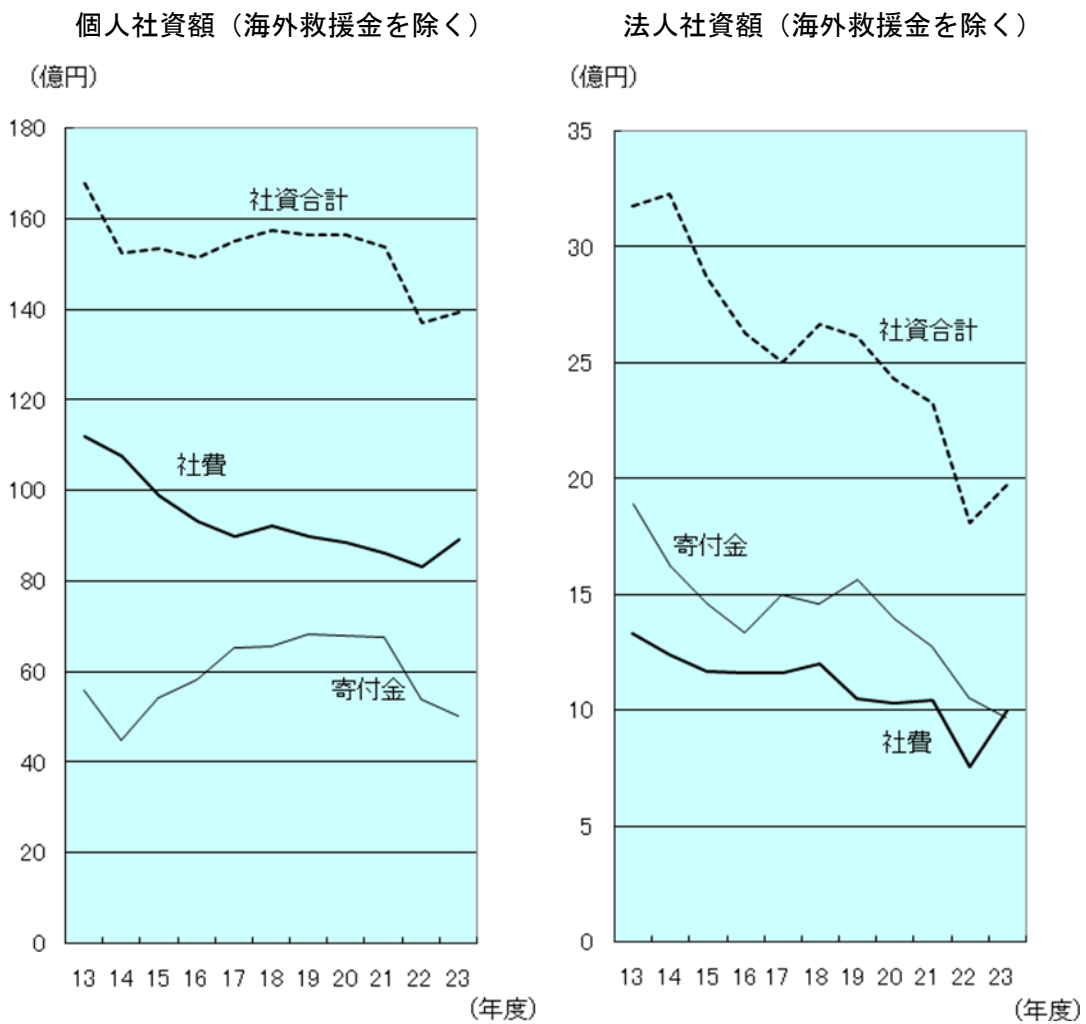
【本年度の主な取り組み】

- ・口座自動振替やインターネット、ポイント制度を活用した社資募集等のメニューの拡大
- ・企業等へのご協力依頼の強化と、社会貢献活動を通じたパートナーシップ事業の推進
- ・昭憲皇太后基金創設 100 周年に向けた特別増額募金の実施

個人及び法人社員数の推移



個人及び法人社資額の推移



※22年度は決算見込額、23年度は予算額であること。

(1) 社資募集への取り組み

ア 口座自動振替やインターネットの利用による社資募集方式の推進

従前からの町内会・自治会及び赤十字奉仕団等の戸別訪問による社資募集を基盤にしつつ、これを補完する仕組みとして、平成18年度から実施している銀行等からの口座自動振替方法による社員増強や、インターネットを利用したクレジットカードやコンビニエンスストア払い等による寄付金の募集により、協力者が利用しやすい方法を選べるようにします。

平成23年度も、引き続きこれらの寄付金募集方法を、ホームページ等を通じて広報することによって、さらなる普及拡大に取り組みます。

銀行等からの口座自動振替方法による社費

区 分	社員加入者数 (累計)	社 費	
		件 数	金 額
平成18年度	5,274人	13,449件	7,188万円
平成19年度	8,612人	31,217件	16,545万円
平成20年度	9,276人	35,092件	19,048万円
平成21年度	11,296人	42,236件	22,521万円
平成22年度 (4月～12月)	13,147人	37,968件	20,505万円

インターネットを利用した方法による寄付金

区 分	クレジットカード	コンビニエンスストア等	合 計
平成18年度	1,081万円 (502件)	150万円 (116件)	1,231万円 (618件)
平成19年度	1,887万円 (1,179件)	372万円 (282件)	2,259万円 (1,461件)
平成20年度	2,708万円 (1,397件)	246万円 (235件)	2,954万円 (1,632件)
平成21年度	2,055万円 (2,023件)	594万円 (2,043件)	2,649万円 (4,066件)
平成22年度 (4月～12月)	1,411万円 (1,720件)	497万円 (1,703件)	1,908万円 (3,423件)

イ ポイント寄付サービスとの提携

買い物やクレジットカードの使用の際に、ポイントがたまるサービスが多くの企業で行われています。近年、このポイントを利用して寄付を行うサービスが増えており、日本赤十字社も、平成 22 年度から本格的にポイント寄付との提携を始めました。

ポイントを通じた寄付は、インターネットなどで簡単に手続きが出来ることから、多くの方にご協力をいただいています。そこで、平成 23 年度も、ポイントサービスによる日本赤十字社への寄付がさらに拡充するよう努めます。

なお、現在、日本赤十字社への寄付サービスを設けている主なポイントプログラムは以下のとおりです。

ポイントの名称	運営会社
エポスポイント	株式会社エポスカード
OkiDoki ポイントプログラム	株式会社ジェーシービー
Cedyna (OMC) わくわくポイント	株式会社セディナ
T-ポイント	カルチュア コンビニエンス クラブ 株式会社
DCハッピープレゼント	三菱UFJニコス株式会社
Yahoo! ボランティア	ヤフー株式会社

ウ 社員への情報提供と新たな支援者の拡充

社員に対し、定期的に事業報告等の情報提供を行い、活動や用途をわかりやすく説明することで、赤十字への理解を深めていただけるよう努めます。また、5月の赤十字運動月間や12月のNHK海外たすけあいキャンペーンを通して社員制度や資金の用途について透明性を視野に入れ、わかりやすく説明し赤十字運動への参加を呼びかけることで、新たな支援者の拡大に努めます。

(2) 法人社資募集への取り組み

海外での大きな災害等の際には多くの企業や団体から救援金が寄せられる一方、平時の法人社資額については漸減傾向にあります。そこで、本社と支部の勸奨対象法人の取り扱い区分を明確に定めたうえで各企業を個別

に訪問して、赤十字の平時からの活動の意義を説明し、活動への協力をお願いすることとします。また、企業等の社会貢献活動を通じた様々なパートナーシップ事業の普及促進に積極的に取り組み、より多くの法人が様々な形で赤十字の活動に参加していただけるようにします。

(3) 地区・分区における赤十字事業の活性化

赤十字事業をきめ細かく展開するためには、地域の第一線である地区・分区及び赤十字奉仕団等との連携を図ることにより、地区・分区での事業を活性化することが求められています。このため、地区・分区交付金の積極的な活用を促し、赤十字奉仕団等による地域に根ざしたボランティア活動が展開され、地域住民に赤十字によるサービスが還元されるようにします。

(4) 昭憲皇太后基金への資金拠出

昭憲皇太后基金は、明治45年（1912年）第9回赤十字国際会議の際に昭憲皇太后が赤十字の平時の事業を奨励するために国際赤十字に10万円を寄付されたことにより創設された世界で最も古い開発協力基金と言えるもので、平成24年（2012年）には基金創設100周年を迎えます。日本赤十字社は、途上国の開発協力に資することを目的として、同基金の増額を図るために平成15年度から毎年500万円の資金拠出を継続的に行っておりますが、基金創設100周年に向け基金増額のための特別寄付金募集を行うこととしています。



昭憲皇太后

(5) 「NHK 海外たすけあい」キャンペーン

平成23年度も、海外で発生した自然災害や紛争による被災者の支援と途上国への開発協力を行うための義援金を呼びかける「NHK 海外たすけあい」キャンペーンを実施します。



「NHK 海外たすけあい」キャンペーン

1 2 広報を通じた赤十字運動の普及

事業の背景

赤十字の活動は、国民の理解と信頼、参加と協力のもとに成り立っており、広報の果たす役割はきわめて重要です。人々に活動内容を分かりやすく説明すると同時に、活動の意義を広くアピールすることで新たな支援者を獲得するため、全社的な広報活動を推進しています。

事業の概要

平成 19 年 9 月から取り組んでいる「もっとクロス！」広報強化キャンペーンのもと、日本赤十字社の職員全員が①赤十字の使命や活動を正しく理解し、②人々にわかりやすく説明し、③一人でも多くの方に活動への参加を呼びかけることを目指して、効果的なプレスリリースやホームページの見直し、施設間・部署間での連携を図った広報活動等を行います。

【本年度の主な取り組み】

- ・特に 10～30 代の若年層をターゲットにしたキャンペーン広報の実施
- ・マスコミへの積極的な情報発信
- ・広報特使を活用した国民へのメッセージの発信
- ・赤十字 150 年キャンペーンを通じた広報イベント等の実施

(1) 全社的広報活動の推進

日本赤十字社として一貫した広報活動を実施することで、国民に赤十字からのメッセージが明解に届くようにします。具体的には、各施設のホームページにおける事業説明の内容や広報誌のデザインの統一を徹底します。また、メディアに対して日本赤十字社からのニュースや情報を迅速かつ積極的に提供することで、一般の方がテレビや新聞などを通じて赤十字の事業に接し、活動をより身近に感じられるようにします。さらに、写真やビデオ素材のデータ化を進め、全社的に広報活動に活用できるように共有します。



ハイチ大地震災害復興支援の広報展開
(新聞広告)

(2) 広報特使の活用

平成 22 年度に引き続き、女優の藤原紀香さんを赤十字広報特使に任命し、「日本赤十字社の顔」として活躍していただきます。赤十字運動キャンペーンや各種イベントに参加していただくほか、平成 21 年 3 月のケニアに続いて、平成 23 年度には海外の災害被災地等の訪問を予定しています。



小学校で授業を行う藤原紀香赤十字広報特使

また、平成 22 年度は都内の小学校でアンリー・デュナンの絵本を読み聞かせる授業を行っていただき、藤原紀香さんが感じたことを、自身の言葉に置き換えて語っていただきました。これは、多くのメディアの関心を集め、テレビ番組などで取り上げられましたが、平成 23 年度も引き続き国内のイベントに参加することにより、一般の方々に赤十字をより身近に感じてもらえることを目指します。

(3) 広報資材の強化

平成23年度の赤十字運動キャンペーンの広報は、特に10代から30代の若年層をメインターゲットに位置づけて実施します。社員の方や赤十字活動に関心を寄せていただく方に対してはメールマガジンを配信するなど、定期的な情報提供を戦略的に行います。また、ポスターやパンフレットは、一般の方の関心が高い救護活動をテーマに、藤原紀香さんをはじめ、実際に救護活動に関わる日赤職員が登場するデザインとします。コーポレートスローガン※でもある「人間を救うのは、人間だ。」をキャッチコピーに用いて、日赤の救護活動が社員の方に支えられていることをアピールします。さらに、ウェブサイトからの寄付を可能にするなどの利便性を向上する取り組みも広く周知していきます。



平成23年度赤十字年間ポスター

※ コーポレートスローガン

企業や組織が社会に対して果たそうとする内容を簡潔な文章・言葉で表現したものであり、日本赤十字社では平成20年度に制定しました。

(4) 戦略的なメディア対応

国民の方々に対して、より確実に赤十字からのメッセージを届けるためには、メディアの力を活用することが重要です。そこで、平成23年度は本社、支部、施設ともに新聞、テレビなどのメディアで赤十字の活動がこれまで以上に多く紹介されるよう働きかけます。具体的には、マスコミからのニーズが高い国内外の救



水上安全法を取材するメディア関係者

援活動内容や献血、救急法講習、赤十字奉仕団の活動状況などの情報をメディア各社に随時発信し、記者などを対象に施設の見学や説明会を開催するなど積極的な情報発信を行います。

(5) 赤十字 150 年キャンペーン

平成 21 年度から実施されている「赤十字 150 年キャンペーン」は、赤十字の創始者アンリー・デュナンが、戦時において敵味方の区別なく救護活動を行うという国際赤十字・赤新月運動の着想を得たソルフェリーノの戦い（1859 年）から、赤十字国際委員会（ICRC）の前身である五人委員会が設立された 1863 年までの 5 年間に合わせて実施されるものです。

日本赤十字社でも、「Our world. Your move.」のスローガンのもと、苦しんでいる人を救うために一人ひとりが「今日のアンリー・デュナン」となって行動を起こすことによって、戦争や紛争、災害、病気などに苦しむ人々が希望を取り戻す力を持てるようにとのコンセプトで実施します。

平成 23 年度も、東京の原宿表参道におけるキャンペーンをはじめ、引き続き、様々な企業や団体、協力者の参加を得て、「もっとクロス！」の実践の場として、企画、行事を実施して赤十字からのメッセージを発信し、赤十字運動への参加と協力、連携の輪を拡げて行くこととします。

事業実施体制の整備

1 3 職員の資質向上

事業の背景

近年、組織における質の高い人材の育成が重視されています。日本赤十字社では、職員に社会から期待される「赤十字職員」としての自覚を持ち、共通の目的、課題に対する取組み、方向性を認識する必要があります。また、職種に関わらず、法令や規則の遵守を徹底し、常に社会的信頼に応える人材を養成することが求められています。

事業の概要

本社、支部、施設という所属に捉われることなく、職員が赤十字について共通の認識を持てるよう組織横断的な研修を実施します。

【本年度の主な取り組み】

- ・組織横断的な研修プログラムの策定
- ・全社的な視野に立って指揮、監督する幹部職員育成研修会の実施
- ・赤十字職員としての一体感を醸成するための、支部・施設連携による研修会の実施

(1) 研修体系の見直し

日本赤十字社の使命を果たすためには、実施している事業相互の連携を図ることが重要です。そのために、本社、支部、施設という所属に捉われることなく、職員が赤十字について共通の認識を持てるよう、現行の研修体系を見直し、組織横断的な研修の実施が可能なプログラムを策定します。

また、コンプライアンスを推進する観点から、各種法令・社内規則の遵守や情報セキュリティに関する事項等も研修内容に取り込み、清廉性や倫理性を高めます。

(2) 本社が重点的に取り組む研修

社会からの期待に応え、全社的な視野に立って職員を指揮、監督する幹部職員を育成する研修会を実施するとともに、組織横断的な研修会を実施するため、可能な限り、開催する研修会の対象者の拡大を図ります。

また、策定した研修プログラムの普及のための研修会を開催します。



平成 22 年度中堅幹部職員養成研修会

平成 23 年度に本社が実施する主な研修会

新任管理者研修	新任支部事務局長・施設長研修会
	新任副院長研修会
	支部新任事務局次長及び新任部長並びに医療施設・血液センター等新任事務部長研修会
幹部職員養成研修	基幹幹部職員養成研修会（事務系課長職）
	中堅幹部職員養成研修会（事務系係長職）
新入職員研修	新規採用職員研修会

（3）支部・施設が重点的に取組む研修

研修推進連絡会を開催し、支部が中心となって管内施設と連携しながら研修会を実施することで赤十字職員としての一体感の醸成を図るとともに、業務上必要とされる各種研修を推進していきます。

また、実施する研修会が統一的なものとなるよう、本社と連携・協力しながら、研修プログラムの実施に努めます。

1 4 業務の適正かつ効率的な遂行

事業の背景

国民の協力に支えられ、赤十字の使命を達成するために事業を実施する日本赤十字社は、高い公共性を有し、広く社会に貢献していくという重大な役割を担っています。そのためにコンプライアンスの推進は、業務を適正に行い、確実に国民への説明責任を果たしていくうえで非常に大切な課題となっています。

事業の概要

各種法令や社内規則等を遵守し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、全社的な財務管理の視点に立ち効率的・効果的な資産の運用と活用を推進します。

【本年度の主な取り組み】

- ・ 内部監査及び自己点検による内部統制の充実
- ・ 社内融通制度や本社一括による資金調達の推進
- ・ 情報セキュリティの対策基準・実施手順の策定と職員向け研修会の実施

(1) コンプライアンスへの取り組み

各種法令や社内規則等を遵守しコンプライアンスの推進に努め、日本赤十字社に対する社会的信頼や期待に応え、清廉性と倫理性を確保します。

また、内部監査を引き続き実施するとともに、組織の業務状況について、一層の改善を行う自己点検を実施し、内部統制の充実を図ることとします。

(2) 全社的な財務管理の視点に立った取り組みの推進

全社的な財務管理の視点に立って、引き続き効率的・効果的な資産の運用・活用を推進します。

特に、平成16年度に創設した「総合資金制度」やその他社内融通制度について、日本赤十字社が保有する資金をさらに効果的に活用すべく運用方法等の見直しを行います。

また、多額な設備投資への資金需要に対応するため、必要に応じて本社が一括して金融機関から資金調達を行うなどの多様な調達形態の導入についても検討します。

(3) 適正な情報システム管理体制の確立

近年、官公庁はじめ、企業等が保有する個人情報や機密情報の漏洩が相次ぎ、特にコンピュータ等を介したデータの流出が大きな社会問題となっています。また、コンピュータソフトウェアの著作権保護のため、ソフトウェアライセンスを適正に取得し、使用することが強く求められています。

こうした状況をふまえ、日本赤十字社では、所有する膨大な情報やIT資産を適切に管理する全社的な体制を推進し、情報漏洩等の事故を防止することにより、適正な情報システムの管理の徹底を目指します。

平成22年度に制定した情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティの対策基準や実施手順を策定します。また、管理担当者を対象とした研修会を実施し、情報システム管理体制の一層の強化に取り組みます。